

平成20年塩尻市議会12月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成20年12月17日(水) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審査の事項

- 議案第2号 塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第3号 塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例
議案第4号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第5号 塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
議案第6号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設の指定管理者の指定について
議案第7号 塩尻市農村公園の指定管理者の指定について
議案第9号 土地改良事業の施行について
議案第10号 市道路線の認定について
議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)
議案第14号 平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第15号 平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第16号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
議会第2号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書
陳情第6号 「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を
求める陳情

出席委員・議員

委員長	五味	東條	君	副委員長	小野	光明	君
委員	牧野	直樹	君	委員	永井	泰仁	君
委員	森川	雄三	君	委員	中村	努	君
委員	太田	茂実	君	委員	白木	俊嗣	君
議長	中野	長勲	君	副議長	塩原	政治	君
議員	山口	恵子	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

議事調査係長 木下 博治 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。1分か2分早いですが、皆さんおそろいでございますので、これから12月議会経済建設委員会を開催いたします。

本日の委員会は委員全員が出席しております。議会審議に入る前に理事者からあいさつがありましたら、お願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。年末何かと御多忙のところを、経済建設委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。当委員会では条例案件4件、事件案件4件、予算案件4件等、御審議いただくわけでございます。それぞれ課長、補佐が詳細に御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけれど、開会にあたりましてのお願いのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託されました議案は別紙の付託案件のとおりでございます。

それでは、副委員長より、本日の委員会の予定につきまして、報告をお願いしたいと思います。

副委員長 本日は、終了後ですけれど、視察は特に予定しておりませんので、存分に議論をしていただきたいと思います。終了後の懇親会ですけれど、5時45分から中信会館で行いますので、関係者の皆さんはお集まりください。以上です。

委員長 そういうことでございますので、審議に移りたいと思います。

補正予算のように各部署にまたがる議案につきましては、質問質疑まで行い、最後の部の質疑が終了した時点で一括して討論、採決を行いますので、そういう形でよろしくお願いいたします。

経済事業部の関係から入りたいと思いますので、経済事業部関係の11月1日付けの人事異動がありましたかたがたに自己紹介をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

〔自己紹介〕

委員長 ただいまから経済事業部関係の議案審議を行います。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言といたしますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

議案第2号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第2号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 議案関係資料の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきたいと思います。1番の提案理由でございま

すが、勤労青少年ホームの使用者の範囲を見直すことに伴いましての改正をお願いするものであります。概要につきまして、3点主なものを挙げさせていただいております。まずホームの使用につきまして、対象年齢を現在の30歳以下から35歳以下に引き上げをお願いするものであります。2点目ですが、使用につきまして勤労青少年の使用に支障のない範囲内で勤労青少年以外の者が使用できるようにするものであります。それに伴いましての使用料を新たに定めるものであります。新旧対照表につきましては、後ほど御説明させていただきます。条例の施行でございますが、平成21年4月1日からの施行をお願いしております。

4ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表につきまして御説明させていただきます。第3条関係であります。使用者の範囲という形で、今まで現行は利用者の範囲とうたっております。利用者、使用者につきましては、地方自治法の指定管理者制度ができ上がったことによりまして、これについての区分を明確にといったようなことの中で、条例体系の中で指定管理、あるいは管理委託の場合を利用料、利用者と呼んでおりまして、それ以外につきましては、公の施設使用者ということで、定義付けしております。今回、第3条関係の見出しは、従いまして使用者ということで改めるものであります。その範囲でございますが、先ほどの概要説明のとおり、まず第1号といたしまして、市内の事業所に勤務する35歳以下の者に改めるものであります。2点目なのですが、第2号で事業所に勤務する35歳以下の市内の居住者であります。この2つの要件が原則としての使用範囲となります。現行の第3号につきましては、第2号といった形で整備を図りまして、同項各号にかかげる者以外の者にホームを使用させることができるといった形で勤青ホームにつきまして広く利用を今後検討していくものであります。

第4条関係、使用の許可でございますが、第2項といたしまして、ホームの管理上必要な条件を付すことができるとして、市長の事務のほうで整備をさせていただいております。

第5条、先ほどのように利用と使用につきましての整備をするものであります。

第6条、公の施設の使用の定めに沿えまして、第6条で取り消しにつきまして定めさせていただきました。

第7条ですが、広く使うことによりましての、その使用料につきましての定めを行うものであります。後ほど別表で、それにつきましては説明させていただきたいと思っております。また、その使用料に伴いましての使用料の減免を第8条、あるいは還付につきましては第9条で定めるものであります。

第10条、公の施設としての原状回復の義務を他の条例同様に整備をはかり、第10条で整備をさせていただくものであります。また、損害賠償につきましてのその義務について第11条で定めさせていただくものであります。

使用料ですが、先ほどの第7条関係、7ページの別表で御説明させていただきたいと思っております。まず区分でございますが、午前8時半から午後0時半、午後1時から午後5時、午後5時半から午後9時半といった管理の中での使用範囲であります。午前中使用できるのは、現在の使用を変えるものではありませんので、これは土曜日だけになります。平日等につきましては、午後の1時からという使用形態になります。使用料につきまして今回定めるものであります。会議室、集会室等、それぞれ部屋があるわけなのですが、こちらにつきましては、現在の総合文化センターの使用料にのっとりまして、その面積と状況を参考にいたしまして、それぞれ840円という形で定めさせていただくものであります。

また、体育施設につきましては、それぞれ、後ほど勤労者体育センターの関係もお願いするものであります。

が、広丘小との利用、あるいは区体育センターとの均衡等考慮し1,600円として、総文の使用料を参考に定めさせていただくものであります。

以下、冷暖房費につきましては、同様に総文の費用等を参考に300円として定めさせていただくものであります。

今回の条例改正につきましては、国の第3次の勤労青少年福祉対策の推進に併せた指針の改正に沿って検討させていただいた経緯でございまして、それに伴っての改正を行うものでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問がありますか。

永井泰仁委員 最近の勤労青少年ホームの利用状況、3年ぐらいと、年齢が30歳から35歳に繰り上がるということですが、具体的に現場での年齢の確認はどのようにされるのか、お願いいたします。

商工課長 直近の平成19年度の利用状況についてであります。勤青ホームにつきましては、938回の利用回数の中で、延べ人数で1万4,119人の皆さんに利用いただいております。ホームにつきましては、そのような利用状況であります。主だっては、ヤングスクールだとか、勤青ホームの利用者の会を中心としたそれぞれの会があるわけなのですが、そういった会の皆さんでの利用、あるいはそういった講座等を終えた中での自主クラブというような利用の状況がありまして、クラブの利用状況でいきますと、延べで268回。延べ人数で1,247人といたような利用をされているような状況であります。

第2点目の年齢でございますが、これも平成19年度の状況で説明させていただきたいと思いますが、ホームの使用につきましては、現在平成19年度の状況までも大体78対22、8割くらいが35歳以下といったような状況でございます。その中で、特に30歳以下が半分と、36人でありまして、30歳から35歳が42人といった状況でありまして、30歳以上の皆さんも現状の中ではたいへん利用があったということなので、今回はこういった利用者の会の皆さんの御意見もいただきながら、あるいは検討していただいて、その中で国の指針に沿った35歳以下といった改正をお願いするものでございます。

永井泰仁委員 今度使用料を払うことによって、支障のない範囲で一般の人でも使えるということですが、実際に使えるかどうかの確認というのは、館長に電話で確認をするのか、当日まで利用状況を見て、来ていないので使えるのか、具体的な判断はどのようになるかという点と、広丘地区は広丘支所が狭くて、文化祭を勤青ホームを借りてやってやっているのですが、こういう時の減免措置とか、その辺はどのような取り扱いか、お願いいたします。

商工課長 いろいろ検討してきた中で、広くこういった利用の形を取って、実際に利用者の会だとか、そういった方たちにつきましては、今まで同様この条例の施設の設置趣旨に沿いまして、市内の第3条関係ですが、事業所に勤務する皆さん、あるいは事業所に勤務して市内に住む方たち、こういった方については、今まで同様に、減免といったようなことで広く利用していただくという考え方をしております。従いまして、それ以外に利用する中での利用委員会での検討をしてきた中では、例えば、事業所がいくつもある中で、なかなか零細の企業の皆さんですと研修する場がないといった声の中で、そういった研修の場として今後使えるということも出てきますので、そういった場合については、この使用料に沿って収めていただいて使っていただくということになろうかと思っております。

今、議員からありました第2点目の公民館事業の関係であります。公民館事業につきましては、当然、市の地区の公民館事業といったことで、市も関わりながら指針を掲げながらやる事業等につきましては、地区のイベントでもありますので、そういったところは施設の利用の状況に支障のない中で、当然使う時には減免していこうといったようなことで検討しています。

白木俊嗣委員 今、説明を聞いていると、あえて35歳などと年齢制限をしなくてもいいような気がするけれど、なぜ35歳と年齢制限をするのですか。

商工課長 この施設の設置目的が、国の勤労青少年福祉法の施行によって国が支援しながら昭和54年にこの施設が設定されました。現在も、国の勤労青少年福祉対策の基本方針に沿って、勤青ホームの運営をその範囲の中でやっていることでありまして、国においても、その基本的な考え方で、15歳以上35歳未満の、そういった中での趣旨に沿って支援していただくということで、国の段階の中では、その中で今回、年齢についても引き上げということで検討しております。

白木俊嗣委員 国でも、今までの30歳から35歳に引き上げたわけですね。この字を見ると勤労青少年ホームというので、勤労青少年というのは、どういう枠があるのか。何歳までが青少年だとか、そのような枠があるのか。

商工課長 国の指針の中では今までは30歳未満というようなこと、15歳からですが、30歳未満としてきたのですが、今回の指針の中ではその対象者をおおむね35歳ということで、年齢を指針として示しています。

白木俊嗣委員 今、聞いていると、おおむね35歳というが、やはり皆に利用してもらうことであれば、おおむねといえば35歳でなくても良いと思う。地域の中でも、雨が降ったりすると、あそこの会場を借りたりしてやるわけだ、現に。そうすると別に年齢制限など引く必要はないと思う。地域の中で、広丘小学校の体育館がどうのこうのという話の中でも、地域の皆さんが催し物などに使うからどうのこうのという、市長も答弁をしている。だから広いものを作れとか。やはり施設というのは、あれば皆で利用するのが一番だと思う。その説明の中で、30歳を35歳に切り上げたり、おおむねなどという文言が入っているのだったら、ある程度その辺は幅を持たせて皆に広く使ってもらうことが一番だと思う。その地域のことも考えれば、どう思いますか。

商工課長 確かに、まず検討する中では、指針をもとに利用者の利用委員会の皆さんにも他市の状況等も踏まえて検討していただきました。他市も35歳以下とか、35歳未満、あるいは、まだ30歳という中でやっているところもありまして、議員がおっしゃるように年齢の定めがなく、ある意味ではわれわれなども青少年だという話も、意見としては、誰でも考えられる。それは何かと言いますと、クラブとして現状として確かに議員がおっしゃるようにあるのです。クラブとして、もう昭和54年からですので、30年近く勤青ホームの利用者の皆さんがいますから、年食った皆さんもいる。では、そういう人を排除するかということもあります。それを、今回検討して、そうは言っても、青少年の皆さんに広く使つてというのがまず原則論であろうということで、苦労して検討した経緯の中で第3条第2項として、前項の規定に関わらずそういった方たちも決して排除するものではないといったことで、皆さんと御意見を調整しながら今回提案させていただいたものです。

白木俊嗣委員 説明すると、年齢制限などしなくても良いのではないかと。説明を聞いていると、そういう気持ちになる。それと、直接関係ないけれど、朝歩いていると、この寒空の中、公共施設で、朝、太陽が上がるのが遅いので、にも関わらず、運動することは良い。夜間照明を朝こうこうと照らして運動する人もある。ああいうものを見ていると、照明といってもその人たちの負担もある程度軽減していると思うけれど、それ以外の施設などは夜となし朝となしに、いくらでも自由に使っているから、そういうものを見ると年齢制限などはある程度取っ払って、皆さんに利用してもらうことが良い。これは意見でいいです。

森川雄三委員 使用料を取るようになるということなのですけど、まず国の指針で、改正ですというお話ですが、なぜ使用料を取るようになったのかというのが1点。今まで、無料だった時のこの施設の運営経費と、いいますか、大体どのくらいであるのか。これを今度取ることによって、どのくらいの収入が見込まれるのか。この点はいかがですか。

商工課長 先ず1点目の使用料の徴収についての定めについてのお話なのですが、今回利用の検討にあたりましては、さきに白木議員がおっしゃるように、勤労青少年の使う施設であるので、その原則論は変えない。それ以外の使う場合についてはどうするのかということを検討させていただきました。それ以外の皆さんは公の施設をあちこちで使う中では、それぞれ公平負担の原則の中でそれなりの負担をしていただくことは当然ではないかと。あるいは、総合文化センターについても決して無料でお貸ししているわけではなくて、使用料を徴収しながら、負担いただきながらお貸ししているという中では、勤労青少年の皆さん以外の方から徴収、徴収ではない、お納めいただくという趣旨で使用料を定めさせていただいた内容です。従って、減免規定が今回整備されておりますので、基本的には第3条の本筋のところはお納めいただかないと、無料で使用、という話になっている。

費用対効果というのですか、840円が妥当であるか、使用料がという話の中では、総合文化センター条例の中を見た時に、昼間使う時に30平方メートル以上70平方メートル未満というものが840円という現在の定めになっています。そうしますと、昼間使う施設という中で。

森川雄三委員 その使用料自身ではなくて、今、区での維持管理費というのは大体どのくらいかと、今度それを取るによって、どのくらいの収益を見込んでいるのか。市の負担が減るという意味なのか。そのために使用料を取るのか。今のお話を聞いていると、35歳以上の人をどうやって判断して、どうやってお金を取るのかという話に、また戻ってってしまうのだが。

商工課長 使用料を定めるからといって、その使用料は今回、新年度の予算として見込んでいるのですが、先ほど言ったように、考えられるものはそんなにはないものですから、10件程度を見込んでいるだけです。勤青ホームの管理費の中でどれだけの費用が、という話につきましては、ホームの運営につきましてはそれぞれの事業補助がありますが、全体の事業費の中では、予算の中では600万円ほどの事業費を持っているのですが、その中の燃料費だとか、そういったものを合わせる中では、維持管理費では400万円程度かなと思います。

委員長 森川委員、よろしいですか。

森川雄三委員 この使用料区分なのですが、4時間単位ですね、区分されているのが、例えば終日使用とか、そういうものは別に区分しなくて良いわけですか。例えば一日使わせてとか、そういうことはほとんどないと

ということですか。

商工課長 基本的に管理の中で、皆さんが利用しやすい中で4時間を区分させていただきました。従って、午後4時から申込みがあって、午後8時くらいまで使いたいということになりますと、管理として2区分になってしまうものですから、その際は、2区分の分をお収めいただくということになっています。

中村努委員 まず使用料についてですけど、体育館も含めて今までは全く無料で貸していたということによろしいですか。

商工課長 体育館とおっしゃるのは、後ほどの体育センターのほうの話かと思いますが、体育室は無料です。

中村努委員 それと、勤労青少年ホームの実際の予約ですとか、そういったものは利用委員会で実際はやられていると思うのです。利用委員会の構成員の方は3条の(1)(2)の人だけなのか、2項の人も含められているのか、その辺はいかがですか。

商工課長 現状は、クラブの皆さんも入っておりますので、35歳以上の方も入っております。基本的には、そういったクラブの中にも大半は35歳以下というような話もございます。現状は30歳未満です。

中村努委員 地区の公民館でもよく問題になるのですが、こういう使用できる人に制限を付けるわけですね。中にはそれに合わない人も入っているわけですね、団体でやる場合に。例えば松本市に住んでいて、松本の事業所に勤めている人も人間関係で一緒に利用したいというようなことも出てくると思うのです。その辺は代表者がこれに該当すれば良いのか、全員が該当者でなければいけないのかという判断は、どこかでするわけですか。

商工課長 特に条件としては、利用の中ではうたってはおりませんが、現状においては大半が市内の方たちで、一部の方たち、それはやはりクラブの中で、市内の皆さんも入っています。代表者につきましては、当然市内の方、あるいは市内の事業所にお勤めの皆さんです。

中村努委員 確認なのですが、その辺は特にそれほど厳密にはしないということの良いわけですか。

商工課長 この条例の趣旨に沿って広く効率良く利用するのが目的でありますので、そういった中でやっております。

中村努委員 わかりました。

太田茂実委員 条例とは関係ないけれど、耐震診断はしてあるのですね。耐震力は十分ということですね。

商工課長 緊急性を要するような話の中で、一応、回答としては、してございません。今後、計画の中では当然検討しております。

太田茂実委員 これだけのもので、しかも若い人が使うものなら、当然診断をして対応をしなければいけないのではないかと。どうですか。

商工課長 優先度もいろいろとあるものですから、評価の中では後ほどの体育センターのほうを行いながら、勤青ホームも順次進めていく考えです。

太田茂実委員 使用料を取るようになったわけだから、早急に対応しなければ、場合によっては閉館して対応しなければ。

委員長 ほかに意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ほかにないということで、議案第2号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第3号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 関係資料の8ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの話の中に若干あったのですが、勤労者体育センター条例の一部を改正する条例になります。提案理由でございますが、体育センターの使用者の範囲を見直すことによりまして、それに伴います必要な改正を行うものであります。概要でございますが、(1)といたしまして、使用できる勤労者の範囲を、中小企業に勤務する者から事業所に勤務する者に改める。つまり、大手企業、大企業の皆さんも使えるというような状況にするものであります。2番なのですが、使用料につきまして、他の施設との兼ね合いの中から今回改めるものでありまして、基本的には現況の中に、現状に沿った中で学校施設の体育館の開放に合わせたような形態で今回検討させていただいた内容であります。

条例の新旧対照表につきましては9ページ以降で説明させていただきます。4番の条例の施行でございますが、平成21年4月1日からお願いするものであります。

では、9ページの新旧対照表で内容について説明させていただきます。第1条の改訂で、現行につきましては中小企業の皆さんにということが目的とされておりましたが、今回その枠を外しまして、いわゆる大手企業の皆さんもその要件に関わらず利用できるようにするといった内容であります。

第3条ですが、使用者の範囲。先ほどの勤青ホームと年齢要件除けば一緒でございますが、第1号、市内の事業所に勤務する者、第2号としまして、事業所に勤務する市内居住者であります。第2項、前項の規定にかかわらず支障のないと認める範囲内において使用させることができるといった形を取らせていただいております。

第4条、使用の許可でございますが、市長の条件を付させていただきます。

第5条、使用の制限を設けさせていただきます。

第8条、使用料の減免について定めさせていただきます。市長の認める範囲内で減額、あるいは免除をするといった形で、先ほどもお話がありましたが、公民館事業等にも広く使えるといったような状況を踏まえております。

第9条、使用料の還付でございます。

第10条、原状回復の義務。

第11条、損害賠償等につきましては、公の施設設置条例と同様の整備を図らせていただきました。

別表の使用料であります。今回見直しの中で改めさせていただきます。趣旨につきましては、先ほどの説明のとおりでございますが、現況に沿った中で利用を広くできる体制を整えるといったことでありまして、学

校の体育館施設の開放という形の中での位置付けを取らせていただいたものであります。従って、その使用料につきましても、学校施設、学校体育施設使用料徴収条例の定めに沿って検討させていただいた内容について、体育センター自体が老朽化していることと、面積などの状況も踏まえて、そういった中での他の施設との均衡で体育館につきましては2,100円、照明につきましては410円といったような変更をお願いするものであります。以上であります。

委員長 質疑を行います。委員より質問はありますか。

白木俊嗣委員 こんなことを聞いて悪いけれど、建設した当時は中小企業と言っていた気がする。なぜ、ここにきて事業所に勤務するものと変更になるのか。何か聞くと、条例法とか、法律が変わったからどうのこうのと説明するけれど、本来、できれば中小などと分ける必要はないものだと思う、こういう施設というものは。今まで、それでずっと中小企業に勤務するものという文言が、ここにきて全て取っ払って事業所というような言い方をするが、その辺の説明をしてくれないか。

商工課長 先ほどと同様のような説明になってしまって大変恐縮なのですが、当初昭和54年に設置されたこの補助事業で受けながら設置したわけではありますが、その時には国の指針の中小企業の振興といった中での要件が入っておりました。国の指針のくんだりを少し読ませていただくような話になってしまうのですが、社会状況の変化と、あるいは勤青ホーム、勤労者の余暇活動の状況変化、不安定な就労状況に置かれている勤労青少年の現況に即した機能の充実、そういった中での要件が、国においてもなくなってきた。当市においても、現況の状況が大手の企業の皆さんも、実際に使われているという状況の中で、あえてそれを国の指針と違う中で排除していくこともなかろうといった中で、今回、それに沿った中で改正をさせていただいたということでございます。

白木俊嗣委員 その昭和54年頃、できた頃に、そういう目的で国の補助金があって、そういうことは知っている。その当時はそういう規制があったにも関わらず、ここへ来て全てのものにと言うけれど、すると今度は中小の人たちは、あそこに大きな企業があるから、そういう人たちが来て利用すれば、今度は利用できなくなる。条件が悪くなる。ああいう大きなところは、それなりのそういう施設を持っている。あえて、ここへ来て、なぜそれを中小ではなくて、一般の事業所にまで開放するのかということが理解できない。その時点では、そういう補助規定があるからといって、その当時は説明した。私も薄々覚えているけれど、ここへ来て、それを取っ払う。なぜそうやって取っ払うのか、理解ができない。はっきり言ってもわかるが、事業所と言えばエプソンみたいな大きなところがあって、エプソンは自分たちで体育館でも何でも皆持っている。それにも関わらず、ここへ来て、中小の皆さんが、今、最後まで説明を聞けば1万4,000人くらいの方が利用している。その中で、間口を広げれば、今度はその利用者はだんだん狭き門になってしまうと思う。どうしてそんなに、国の指針だと言えば理解せざるを得ないと思うけれど、そういうところから行政の皆さんのやっていることが理解できない。その辺をもう少し理解できるように説明してくれないか。

商工課長 体育センターは、勤青ホームよりも、やはり皆さんスポーツの関係で、バドミントンやら、バレーボールやら、卓球やらバスケットやら、テニスやら合気道やら広く使われているものですから、人数も、先ほどはホームの人数でしたが、1万6,864人というくらいに、大変人数も多くなっています。今、議員がおっしゃるように企業名が挙がったので、エプソンさんの話かと思いますが、確かに広丘事業所にも体育館が

あります。ただ、この指針もそうでありまして、現況、現状もそうなのですが、そういうクラブを通じる中では、エプソンの皆さん、あるいは零細企業の一事業所の皆さんだけではない。エプソンの皆さんも入ったり、何々企業、何々というファミリーの企業も皆入って、皆さん。全然職場に関係がなく、交流が図られておりますので、そういった面では、エプソンさんに勤めている社員さんをあえて排除する必要もなく、今の現況に沿った中で、広く交流が深まっていけばよろしいのではないかとということで、今回検討したものです。

白木俊嗣委員 そうやって説明するので、そうすると年齢制限などは取っ払うべきではないかという議論になる。

森川雄三委員 先ほど、こなれなかったもので、もう一回。市長が使用料を必要と認める時は、使用料減額または免除とありますけれど、これも前のものもある。大体その対象というか、それは大体どのくらいで、今までどのくらいの収入があって、今回こうしたことによって、どのくらいの収入になるのか。その辺、予定なのではっきり分からないかもしれないけれど、いかがですか。

商工課長 体育センターの平成19年度の決算ベース、状況については後ほど補佐から説明させていただきますが、減免につきましては、ほとんど1万6,000人ほどの利用者の皆さんは現在減免というのですか、ほとんど減免であります。今、その条例の市内の事業所に勤務する者、事業所に勤務する市内居住者、という状況であります。ただ違うのは、全く、白木委員がおっしゃっている年齢の部分の話になってしまうのですが、高齢者ですね。高齢者の皆さんが、公民館事業という位置付け等になって使うような場合は有料とせざるを得ない。中学生もそうです。ただ、中学校は学校事業であれば、現在も減免を取っているような状況でありますので、そういった部分では新年度の見込みにつきましても、勤青ホームと同様の少額の10件程度で見込んでいる状況です。決算につきましては補佐から説明します。

商業労政係長 勤青ホームの収入の状況なのですが、体育センター、こちらも実は使用料を取っておりませんので、体育センターにつきましては、年間で約16万円から17万円程度です。以上です。

森川雄三委員 それでは、今回これを改正しても似たようなものだということですね、きっと。

商工課長 そのとおりです。

森川雄三委員 そうすると、何か改正の理由もはっきりしないし、それと、先ほど4時間単位という形の中で、別表で表してあるけれど、そうやって終日使うとか、挟んで使うものを本当は書いておかないとまずいのではないかと。これだけで、それでは午後4時から使わせてください、午後8時まで使わせてください、といった時には、この倍取れるかという、簡単に取れるものですか。これは大丈夫なのですか。

商工課長 改正の趣旨は、どちらかという、ほとんどそうなのですが、現況をとらえて今回国の指針を含めながら整備を図って、これからきちんとこういう形を取るということを市民の方に周知しながら使っていたらこうという内容でありまして、使用料につきましても、については学校施設という中での使い方が良いような使用料に改めさせていただいている。

その運用でございますが、それにつきましては、議員の御指摘のとおり、この条例の定め以外の管理規則の部分の管理につきましては、明確に市民の皆さんには、しっかり提示しながらやっていきたい。

中村努委員 今回の改正は、私も勤労者福祉センターの運営協議会の会長もやったことがありますので、たぶん実態に合わせた形に変えたものなのだろうと思います。体育センターについては、これもいろいろと声を

聞いているので、どうしても若い人たちというのは、集団の中で声を出しにくいところがあって、声の大きいおじさん、おばさんたちが、全部広げてしまうとなかなか確保できないというようなこともあって、こういう縛りというのは、私は大事なかなと思っています。よく利用者の皆さんの声を聞いていただいて、対応していただきたいと思います。要望が良いです。

委員長 他に意見はございますか。

副委員長 週末とか平日の夜は、たぶん利用は相当見込まれると思うのですが、平日の昼間というのは、こういう形にすることでメリットというのは大分生じるのでしょうか。

商工課長 現在の利用状況は、ほとんど夜間が中心で、昼間は、先ほどもお話があったのですが、学校の一部としての広丘小の状況もあるものですから、そのような使い方になっている状況です。

副委員長 そうすると、祭日を併用しても平日の昼間の状況はそれほど変化はないということですか。

商工課長 昼間については、特にそんなに動きはないのかなと思います。ただ、夜につきましては、公民館あるいは社会教育の場というものになってきておりますので、こういった位置づけを明確にすることによって、学校施設の体育館と同様に使いやすくなるのではないのでしょうか。

永井泰仁委員 今回こういうことで有料制に変わったり、事業所というように変わったのですが、これのそれぞれの周知徹底というか、PRはどのように考えていますか。4月からですから、その点をお願いします。

商工課長 勤青ホームにつきましては、体育センターにつきましては、学校施設と同様になっているものですから、教育委員会等にも、そのような話をして周知していきたいと考えております。あと、公民館関係について、周知していきたい。

委員長 他に意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第6号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設の指定管理者の指定について

委員長 議案第6号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設の指定管理者の指定について、を議題と致します。説明を求めます。

農林課長 議案第6号でございますけれども、議案関係資料17ページをお開きいただきたいと思います。議案第6号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設の指定管理者の指定について、ということです。提案理由につきましては、農業構造改善事業、宗賀地区につくりました自然環境施設ですけれども、この指定管理者を指定することについて地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。概要につきましては、平成21年3月31日をもって期間満了となる塩尻市宗賀新農業構造改善事業の自然環境活用施設でございますけれども、この指定管理者に次の者をお願いしたいということでございます。宗賀のこの施

設につきましては、昭和60年に新農業構造改善事業を導入いたしまして、宗賀地区住民と市民が連帯協調して自然とふれあい、農業の理解、農村社会との融合を図るということを目的にして設置をしたものでございまして、野営場等の林間休養施設、これは本山池の権現のキャンプ場になりますけれど、炊事場、便所、駐車場等、付帯施設を備えておりますけれど、3,020平方メートルの施設でございます。今回指定の相手方につきましては、本山区ということで、区長塩原清美さんでございますけれど、予定をしてございまして、指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間ということでございます。業務の範囲につきましては、利用許可と施設等の管理業務などでございます。3年間の業務実績等を評価する中で、引き続き指定管理者ということで指定をしたいということでございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

永井泰仁委員 今度の新農構の関係で正式に指定管理者制度に移行ということですが、これは年間の管理料はどのくらいを見込んでおりますか。

農林課長 補佐のほうより答弁させます。

農林課長補佐 指定管理委託料ということで、年間27万2,000円を予定しております。

永井泰仁委員 この指定管理者制度導入に当初は持って行っていなかったのですが、今回こういう形で事業を終了ということもあるでしょうけれど、指定管理者制度に持っていくメリットと申しますが、これは従来と比べて変わらないのか、一応形はそういう指定管理者制度を取るということなのか、若干それによって経費節減になるとか、その辺のメリットとか、デメリットはどうですか。

農林課長 説明が足りなかったようで申し訳ございません。この農業公園と申しますが、自然環境活用施設でございますけれど、すでに平成18年から指定管理を実施してございまして、平成21年3月末をもって終了をするということの中で、お願いするものでございます。過去の業務実績と申しますが、管理の状況等を見る中では、サービスの向上と申しますが、経費の面においてもコスト削減が図られていると、私どもでは評価をさせていただいております。それで引き続き、本山区ということでお願いするものでございます。

中村努委員 次の議案にも関係してくるのですが、指定管理者に指定することと、業務委託をするというパターンがあると思うのですが、どこがどう違うのか教えてください。

農林課長 また議案第7号でもお願いするような形がございます。実は、農業公園等に関しましては、4施設、条例の中で施設を規定してございます。今回また7号でお願いするわけですが、3施設を指定管理ということでお願いをしたいと思っております。公の施設に関しては、基本的に民間の活力等も導入をいたしまして、住民サービスの向上が図られること、それから経費の削減が図られるということで、指定管理制度を導入した当初でございますけれど、できるだけ活用するという考え方でございまして、通常の公に施設を利用してもらうという意味合いのものについては指定管理をさせていただいてございまして、特定の方たちに対して、逆ですか。逆です、すみません。例えば桜の丘公園とか、日出塩に桜の丘公園がございますけれど、そういうように広く利用してもらう、そういうものに関しては市で直営でいいですが、委託管理をしながら公園の管理をさせていただいております。

経済事業部長 そもそも、公の施設の指定管理者制度というものが法で定められたいきさつにつきましては、今まで公の施設というのは、公共ないし、市が直接管理をするか、あるいは市が出資をしたいいわゆる第3セク

ターが管理をしなくてはならないというのが平成16年の法改正以前の形態でありました。従いまして、平成16年の法改正以前の形態としましては、市が管理をしている業務そのものを包括的に民間に管理委託をするというのが、やられていた形態であります。ところが平成16年の指定管理者と申しますか、その法律の制度が改正になった際に、条例で定めて議会の議決を得て条例で定めた場合、例えば、今回のこの本山のキャンプ場につきましては、本山のキャンプ場の設置条例がございますので、その中で指定管理をすると定めているわけがございます。これは議会の議決をいただいて、条例改正をして、そういうことに定めておりまして、そういうものについては、今のところと申しますか、その条例に定まっていますので、指定管理者にしなければならないということでもあります。指定管理者にしなければならない、指定については、議案で議会の議決を経て指定管理者の指定をします。こういうことになっているわけでございます。

では、包括と申しますか、業務委託とどこがちがうのかという話ですが、そもそも指定管理をするということになれば、業務全体と申しますか、施設全体の管理権を、条例の定める範囲内でその指定管理者に与えるということになります。条例の定める管理の方法さえ取っていれば、それは指定管理者がどういう管理の方法を取っても良いと。これが指定管理です。

もう一つは、包括管理という概念がなくなってしまったものですから、指定管理か業務そのものの管理、業務そのものの委託なのです。従って、指定管理で、もし本山のキャンプ場を指定管理でなくすということになると、市が清掃業務を、例えばシルバー人材センターに委託しますと。料金の徴収を告示して本山の何とか、本山区に委託しますというふうに、バラバラに業務を定めてやらないといけないということでもあります。従って、私どもとしては、この業務を定めてやると、誰か業務を発注したり、検収をしたり、管理をする人間が必要です。それを今まで平成16年以前の形は、職員がやってきたわけです。発注をしたり、管理をしたり、経理をやったりですね。それが指定管理者になると、包括して向こうでやってしまいますので、指定管理料を払っても、なお合理的にやる。これが一つ。二つ目は、やはり、これはそうは言っても、あとの7号でもありますが、地元の方々にかわいがっていただかなければいけない施設です。従って市で管理するよりも、地元の施設として、きちんとかわいがっていただく、管理をしっかりしていただくというほうが、協働の精神からもよるしかろうという判断でございまして、こんな形を取らせていただいているということでもあります。

中村努委員 そうなると2つお聞きしたいのですけれど、どれも公の施設ということなので、この中で事故等があった時、そこまで管理責任を負ってもらおうということにもなるうかと思いますが、そういった場合は、市の賠償責任というか、そういうものがあるのかどうかということと、介護福祉施設などの指定管理者の場合は法人でなければならないとか、そういう縛りがありますけれど、こういったところは区だとか、そういう任意団体への指定管理というのは特に問題がないのか、その2つを教えてください。

農林課長 施設の管理をするに当たっての事故等があった場合の責任ということでございますけれど、重大な瑕疵等があった場合に関しては、指定管理を委託と申しますか、管理をさせております市のほうで賠償するというようなケースも出てくるかと思えます。それから、もう一つ、公的団体等でございますけれど、条例の規定の中で指定ができるということに規定してございまして、その中で、基づいて指定させていただいているということでございます。

今の損害賠償等も含めてですけれど、事故の関係については、それぞれの協定と申しますか、基本協定と年

度協定、それぞれ定めておまして、その中で基本的には指定管理者が多いということで、協定といいますか、契約を結んでいるということになります。ただ、先ほど申しましたのは、最終的に大きな事故等になった時に、市の公の施設ですから、その管理責任が全くないのかということになった時については、市としても場合によって賠償請求といいますか、そういうものに応じる必要が当然出てまいりますし、その際には議会でも審議等をお願いするというようなことになります。

中村努委員 管理責任は基本的に大きなもの以外は、指定管理を受けた者の責任でやるということなのですが、それが区という、本山区が法人になっているかどうかは分からないですけど、区という任意団体にその能力があるかどうかということは、きちんと検証した上で指定管理者にしているということによろしいですか。

農林課長 市では公の施設指定管理者選定審査会というものを設けてございます。その中で、指定管理をするにあたって、市民に平等な利用が保障されるか、管理業務の内容が施設の効用等を最大限に発揮できるものであるか、施設管理が安定しているか、施設管理費用の支給が図られるのかというような観点で審査をさせていただいておりますけれど、その中の、施設管理が安定しているか、という中で、それぞれの経営状況といいますか、資産状況、それに関わる事業体制、計画の実現等、指定管理に関わる人員体制等も含めてでございますけれど、申込みといいますか、お出しいただいて審査をさせていただいております。

中村努委員 そうということですが、何かあった時に、結局、市に何とかしてくれと言ってくるような気もしないではないので、きちんと、損害保険に入っているとかが、そういったことまで細かく詰めていったほうが私は良いと思います。意見で良いです。

太田茂実委員 くどいようで申し訳ないが、その業務、仕事の内容はどの範囲までということですか。管理者としての。

農林課長 今の宗賀の自然環境活用施設の野営場の関係でございますけれど、年間を通じて4回なり5回なりの作業をしていただいております。通常の清掃、草刈り、駐車場の整備、施設等の点検作業等を実施していただいておりますし、本山のキャンプ場の利用の受付ですけど、そういったものの管理をしていただいております。

太田茂実委員 先ほど中村委員もお話したのだけれど、区長さん、宗賀の、宗賀と言っては悪いけれど、任期が1年か2年か知らないけれど、中途交代という場合がある。そういった場合には、区として指定管理者を委託されているから、そのまま継続できるかどうかですね。それを少し。

農林課長 一応、今、議員のおっしゃるように本山区に対して指定管理をお願いしているものでございまして、区長さんが替わられても、引き続き業務内容については、同様のものを指定管理させていただいているということでございます。特に、3年、この場合は3年でございましたけれど、これからまた5年間ございますので、当然区長さんが替わられるということになりますけれど、区長さんが交代されても、引き続き管理をお願いするというところでございます。

太田茂実委員 では、契約書はその旨を記述してあるわけですね。そういうことで理解して良いのですか。

農林課長 管理機関として、区に対してお願いしているものでございますので、途中変更しても問題ないということでございます。

太田茂実委員 事例を出して聞きたいのだけれど、以前に農村公園で片丘地籍に公園があって、これのカヤ

ぶきが消失した。そういった場合は、その当時は、指定管理者制度になっていなかったのかな。市の責任でやったということだと思っただけけれど、例えば、そういうことが起こった場合に、どうなるのか。

農林課長 片丘の小丸山公園に関しては、市の保険に入っていたということでございまして、指定管理以前であったかと思えます。実際に現在の施設で、例えば火災が起こったとかいう話になれば、それを現実に復元するかどうかということになるかとも思いますが、それについては、協定の中での範囲で負うことができるものなのか、あるいは市が見るべきものなのかということに関しては、その内容の中で協議させていただくことになるかと思えます。

太田茂実委員 そういうことは、きちんと契約書の中に記述しておいたほうが間違いないというふうに思います。当然、市の施設だから最終的には市の、先ほどの市有物件の調査委員会、そういうことになるかと思えますけれど、もう1点だけ、ある公園で、指定管理者かどうか知らないけれど、皆で集まって作業していた。たまたまそこに車が止まっていた。そうしたら、草刈りした石が飛んでいって、ガラスを割ってしまった。ところがそれは市から委託料をいただいて、ある一部の団体が清掃していたわけです。ところが、そのガラスが簡単なガラスではなくて、トラックの運転席の横の長いガラスで、請求が来たら6万くらいだった。それでびっくりして、皆かなり年の人たちなのでびっくりしてしまって、あちこち奔走したというケースがあるのです。もし、この場合、今、先ほどお聞きしたら、草刈りだとか清掃するといった場合に、こういう責任があった場合には、事例があった場合にはどうするのか、それを少し。

経済事業部長 先ほどのことも含めて、私のほうから補足と言いますか、基本的な考え方の答弁をさせていただきますが、まず、施設が火災等に遭って消失したような場合、これは誰が原因かということです。基本的に第三者行為によって危害が加えられて施設が焼失したという場合に、例えば小丸山公園のような場合には、誰かがその施設に対して危害を加えたら、その危害を加えた方の責任ですから、これは第三者に損害賠償請求を、市の持ち物ですから市がする。こういうことです。基本的にそれがわからなくて、過失であって第三者行為が問われない場合には、市の市有物件の保険を掛けてありますから、この保険で代理弁済していただくと、こういうことだろうと思います。それについて、指定管理者の役割というのは、その指定管理者に過失があって、その市の所有物たる管理をしているものについて、どのくらいの過失があって、管理責任が生ずるかどうか。これは議論が分かれるところでございますから、その辺については過失の割合とか過失の責任というものを、いろんな協議とか、あるいは場合によっては判決とか、そういうもので問われる可能性はある。しかしながら、従ってそういうことがないように、御指摘のようにあらかじめ想定されるものについては、協定の中である程度きちんとうたっておくのがしかるべき方法だということでございます。

それから、第三者に対する、こちら側の、管理側の加害行為ということがあるわけです。今のガラスを割ってしまったとか、あるいは誰かがケガをさせてしまったとか。こういう場合にも一義的には指定管理者の責任であります。指定管理者というのは、統括してその施設の管理責任を負っているわけですから、その方が過失によって何らかの損害を与えた状況になりますと、この損害については、指定管理者たるものが当然責務を負ってしかるべきということでございます。ただし、その指定管理者が責任を負えないような場合が出てくる。責任の重大さというか、過失の大きさというか、損害の大きさといいますが、その場合には当然条例で定めた公の施設でありますので、市の管理責任、大きい意味での、包括的な意味での管理責任が生じる。その責任の範囲をどこで定め

るかというのは、協議とか、判例とか、そのような形になると思いますけれど、基本的にはそういうことが生じるということを協定で知らしめて、きちんとした管理をしていただくというのが趣旨であろうと考えております。

白木俊嗣委員 その太田委員の発言の内容だけれど、その辺の指定管理をきちんとしていかなければ、今みたいに、ちょっとした事故があった時に、その指定管理者の区なり何なりでは対応できないものがいっぱいあると思う、これから。ただ、皆さんは自分たちの経費の削減だということで、区へ指定管理者でお願いすればいいというものではないと思う。ちょっとした事故で、区が対応できないものがいっぱいあると思う。今、聞いていれば、本山区と言うけれど、区でも末端までどんな仕事しているかなど、そこに住んでいる住民は知らない。その時に、その時の区長が指定管理者で受けても、区長が替わった時に、今度、本山区に請求するといっても、第三者か何かあった時に、本山区とすれば、そんなことはその時の区長が勝手にやったことではないかという話になった時に、どう責任を取るのか。区長が替われば、やはりその時の区長とその都度契約なり何なりしていかなければ。さもなければ、漠然とした、ただ本山区に請求しても、区が対応できなければ、どうするのかと思う。

経済事業部長 当然、区長さんが替われば、協定なり契約は替えなければいけないと思います。今までもそうやって、やってきましたので。

白木俊嗣委員 さきは、そうではないと言ったではないか。

経済事業部長 それは、期間として指定をする議案としてあげるものについては、本山区として今期間決定をしている分であげていかなければならない。協定そのものは、区長が替われば当然その区長に引き継がれるわけですから、その区長さんと新たな協定を年度、年度で取り決めをすると、こういうことです。

議案を提出して、例えば区長さんが替わったからまた新しい変更議案を提出しなければいけないと言われるとそうではない。これは5年間の、今回の場合は5年間の指定をいただいたので、区長さんがどなたかに替わっても、その議決は活かさせていただくという意味ですから。それと年度ごとの協定というのは、また違いますので、年度の委託料もありますし、区長さんが当然替わるということもありますし、施設の条件も変わるということもありますから、年度ごとに見直させていただくということです。

白木俊嗣委員 そうやって説明すれば分かる。さきの説明では、期間というのは5年間がどうのこうのと、さきに聞いたら本山区と言っている。本山区といっても区長さんは今、塩原さんかもしれないが、平成21年の4月からやって、区長選ですぐ替わってくる。そういうときに、もしそういう事故でも何でもあった時には、やはり区長が替わる度に本山区の区長なり何なり、契約なり何なり変えていかなければ、もし第三者が何かあった時に、請求しようがないと思う。それはきちんとしているということですね。

太田茂実委員 もう1回。区で今言ったように、区長さんの責任というか、区長さんの名が出ているのだけれど、実際にそこで作業する人は、おそらくボランティアでやっていると思うのです。例えば今聞いた27万2,000円で、俺は2回出たから1,500円もらうとか、そういうことではなくて、区全体で協働のまちづくりではないけれどやっていると思うのです。しかし、そういうことが、ケガをさせてしまったとか、間違っただけで人に何か当たってしまったとかいう場合は、これは本人にボランティアでやっただけで、その責任まで取らせる。その辺まで十分詰めておかないと、補償できる対象を作っておかないと、まずいかと思うわけです。そういった点を十分考慮して、管理委託、指定管理委託するようにお願いしたいと思います。

委員長 他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんので、議案第6号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設の指定管理者の指定については、原案どおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第7号塩尻市農村公園の指定管理者の指定について

委員長 次に進みます。議案第7号塩尻市農村公園の指定管理者の指定について、を議題といたします。説明を求めます。

農林課長 それでは議案関係資料の18ページをお願いしたいと思います。議案第7号塩尻市農村公園の指定管理者の指定について、でございます。提案理由につきましては、先ほどの議案第6号と同様に、塩尻市農業公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。同様に、平成21年3月31日をもって指定管理の期間が満了となります農業公園の3施設でございますけれども、それぞれ指定管理者を指定したいものでございます。内容につきましては、一つとして、塩尻市入田川農村公園でございます。この施設につきましては、昭和63年の農村基盤総合整備事業によりまして、農村地域住民の体力向上と健康増進を図るという目的で設置されたものでございまして、北小野の上田の集落排水場でございますけれども、隣接しましてゲートボール場等を設置してございます。指定の相手方につきましては、上田区ということでございまして、区長の小野宗昭さんでございます。指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年の3月31日まで、5年間ということでございます。5年間の基本協定を結びまして、その後各年の年次協定を結ばせていただくということを進めていただきたいと思いますと思っております。

2つ目でございますけれども、塩尻市堂平農村公園でございます。これにつきましては、平成4年の農村総合整備モデル事業によりまして、農村の生活環境の改善と住民の健康増進を図るということで設置した公園でございます。上小曾部の堂平の観音様に隣接して、マレットゴルフ場、休憩舎、便所等を整備してございます。相手方につきましては、上小曾部区と下小曾部区ということで、それぞれ区長さん、上小曾部区長ですけれども、田中勝夫さん、下小曾部区長、北澤敏博さん。指定の期間につきましては平成21年4月1日から5年間ということでございます。

3つ目でございますけれども、塩尻市牧野の農村公園でございます。平成14年の中山間地域の総合整備事業によりまして、農村地域の生活環境の整備、住民の健康増進を図るということで設置をした公園でございます。場所につきましては、宗賀の南部の浄化センターに隣接をいたしまして、ゲートボール場を設置してございます。指定管理の相手方としましては、牧野区の区長、土佐忠俊さん。指定の期間につきましては、平成21年4月1

日から5年間ということでございます。先ほどと同様に平成18年4月1日から現在まで、3年に及ぶ管理を実施していただいております。その管理実績等をもちまして引き続き5年間でございますけれど、管理をしていきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑を行います。質問ありますか。

牧野直樹委員 塩尻市農村公園とありますけれど、これはたぶん管理台帳等もあって管理をしていると思いますが、その管理台帳にある塩尻市農村公園という数は何公園あるのですか。

農林課長 塩尻市農業公園条例ということで規定しております施設につきましては、4施設ございます。ただ今の3施設以外に日出塩桜の丘公園がございます。これにつきましては、市が不特定多数の利用者があるということの中で、シルバー人材センター等に管理を委託し、あるいは市が直接管理に当たっております。以上です。

牧野直樹委員 今回出てきた3施設については以前から指定管理をしていたということで、それぞれどのくらいお支払いしているのですか。

農林課長 係長のほうから申し上げます。

農村整備係長 堂平農村公園につきましては、年間2万1,000円。牧野農村公園につきましては、年間2万9,000円。入田川農村公園につきましては、6万1,000円を予定しております。

牧野直樹委員 ということは、その2万1,000円というのは、堂平はトイレがあるせいですか。

農村整備係長 堂平の農村公園につきましては、現況が土の部分とかそういうものではなくて、全面が芝生、また植樹帯、そういった芝生の管理、樹木の管理というものを加味しまして、その実績から2万1,000円としております。

委員長 他に意見ありますか。

ないようですので、議案第7号塩尻市農村公園の指定管理者の指定に関しまして、原案どおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第9号土地改良事業の施行について

委員長 議案第9号土地改良事業の施行について、を議題といたします。説明を求めます。

農林課長 議案第9号でございますけれど、議案関係資料21ページをお願いしたいと思います。提案理由につきましては、土地改良事業として、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業という事業を導入いたしまして、土地改良事業を進めるということでございますが、土地改良法の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。土地改良法の中では、市町村が土地改良事業を行う場合には、都道府県知事に協議をし、その同意を得なければいけないということになっております。この場合において、協議をする場合には、あらかじめ市町村議会の議決を経るということを規定しております。今回事業概要等についての議決をお願いしたいということでございます。

土地改良事業の概要としましては、奈良井川土地改良区等から事業提案がございまして、事業名につきまして

は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、これは団体営の土地改良事業になります。施行場所につきましては、大字洗馬、大字広丘の堅石の地籍の2カ所となります。位置図等につきましては、22ページにお示ししてございます。また後ほど説明をさせていただきます。

事業年度につきまして、施行年度につきましては、平成21年度から平成23年までという予定でございます。受益面積については、82.2ヘクタール。概算事業費につきましては、3,500万円余でございます。工事の概要としましては、奈良井川左岸、洗馬地籍ですけれど、22ページの上の一部になりますけれど、洗馬地籍、下平の橋がございまして、それより下流にあります奈良井川左岸、琵琶橋の下流になります大井堰がございまして、その堤外水路を113メートル延長するものでございます。もう一つは広丘堅石地籍でございまして、これは22ページの位置図、下になりますけれど、郷原橋と堅石橋の間になりますけれど、奈良井川左岸になりますけれど、屋敷砂田堰、この農業用水の用水路の改修、460メートルを行うものでございます。具体的には大井堰につきましては、奈良井川の河床が低下をいたしまして、現在農業用水の取水が困難になってきているというような状況でございまして、それを上流に113メートルを常設するものでございます。屋敷砂田堰につきましては、水路断面の不足、あるいは改良事業等をいたしまして、もう長い年月が経ってございまして、老朽化による破損箇所からの漏水等がございまして、用水不足を生じているということの中で、農業用水の施設ですけれど、改修整備をするものでございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑を行います。

永井泰仁委員 これがプロジェクト支援交付金事業ですが、それぞれの負担割合はどうなっているのか、市費の負担は全然ないのか、ということと、これは3カ年ですが、工事の期間は1年ずつ区切って農閑期でなければできないですか、実際の施工は、その辺の考え方はどのように考えていますか。

農林課長 経費の負担割合ですけれど、農山漁村活性化プロジェクト交付金を利用いたしますが、国が50パーセント、県が0.5パーセント、土地改良区が10パーセント、その補助残を一般財源の中で、起債等も活用しながら、ということでございます。負担割合については以上でございます。

それから、一応平成21年から平成23年までということで、3年間を予定してございますけれど、できれば単年度の中で事業実施をしてしまいたいという考え方も持っております。もちろん、工事の時期等につきましては、農業用水を使わない時期ということになります。よろしく願いします。

永井泰仁委員 工事の発注は、市が発注するということですか。

農林課長 今回の事業につきましては、市が事業主体になって実施するものでございます。

太田茂実委員 断面はどのようになるのか。

農林課長 屋敷砂田堰でございまして、現行でベンチフリューム350ミリが入っておりまして、500ミリ、400にするものでございます。

太田茂実委員 もう一方のほうは。

農林課長 大井堰については、補佐より申し上げます。

農村整備係長 コンクリートの3面張り水路で、上部の部分が1メートルの幅がございまして、底の部分が70センチの幅でございまして、同じ規模のものを延長するものでございます。それと、水深が60センチでございます。

太田茂実委員 これは地目は何ですか。水路敷、青線ですか。

農林課長 農業用水路ということになってございます。

太田茂実委員 農業用水路という地目はない。

委員長 答弁をお願いします。

農林課長 地目上では用悪水路ということになっております。

白木俊嗣委員 変なことを聞くけれど、この上組の関係であるし、これは河川管理者がもっと出しても良いと思う。河川管理は県ではない。今、聞いていけば、河川管理に5パーセントしか県は出さないけれど、田川など見ていると、あの辺はしょっちゅうブルドーザーで河川改修をしている。毎年同じようなことをしているけれど。

農林整備係長 すみません。少し混乱しまして。屋敷砂田の水路については、用悪水路ということで、堤外水路についてはもちろん河川区域内で占用というか、ここに入れてくださいとお願いして、県から許可をもらって入れるものでございます。大井堰の堤外水路は河川区域内でございます。

白木俊嗣委員 両方とも県の管理なもので、田川を見ていると、あれは松本ではなくて、たぶん県だと思う。見ていると水路も一緒にセットでやってくれている。ああいうものを見ていると、県が0.5なんて。ましてや水路を付ければ、奈良井川の河川も一緒にセットやってくれるのです。

農林課長 農業用水の取水にあたっては県の河川占用許可を取りまして水を引いているものでございまして、それに係る施設については、当然受益である者が負担するというのが原則でございます。そういう中で、県でも土地改良事業については、財政上のこともございますけれど、負担割合を引き下げているということは事実でございまして、現在0.5パーセントというような状況でございますけれど、今、県との話をさせていただいている中で、これが1パーセントにならないかというような話もさせていただいておりますところでございます。県で場所を貸していただいて、それを利用させていただいている中で、なかなか増額というのが難しいというような状況でございます。

白木俊嗣委員 水路をつくると言っても、河川の堤防も一緒にやってくれている。あの工事を見ていると1パーセントなどと言っていないで、強く要望すべきものだと思う。副市長もそう思ってもそれ以上言わないけれど。あれは、もう少し県が負担するべきものだ。田川など毎年ひっくり返しているけれど、あれは県で結構出している。川底ではなくて。何中学だったか、菅野中学の下など毎年やっている。小口市長ももっと強く言って、やらせなければいけない、県に。あれは、結構県の費用でやっている。

森川雄三委員 受益者負担の関係からして、受益者というのは土地改良区ということでもいいわけですか、考え方として。その1割負担というのは大体一般的なものなのか、その点は。

農林課長 受益については、奈良井川の土地改良区ということでございます。地元負担につきましては、条例に基づきまして、分担金の徴収条例がございまして、その基準に基づきまして、他の土地改良事業等の均衡を図る中で10パーセントの負担をお願いするということでございます。

森川雄三委員 裏の地図ですけれど、これは関連するわけですか。上と下は。別々の事業なのですか。

農林課長 これは同じ奈良井川土地改良区の中でございます。場所は別々ですけれど、管理、当時、県営の土地改良事業ではございますけれど、それを導入して工事を致しましたけれど、同一の地域の中でございます。ただ、何箇所か取水する場所と言いますか、堰が違いますので、たまたまこのように別々にさせていただいております。

ますけれど、奈良井川改良区のほうの一体とした事業でございます。

委員長 他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案第9号土地改良事業の施行につきましては、原案どおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号土地改良事業の施行につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで食事に入って、1時に再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後12時59分 再開

委員長 1時少し前でございますが、いずれにしても皆さんまじめですので、すぐ時間に揃いますので、これから始めます。

議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)

委員長 それでは、議案第11号に移ります。平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中の経済事業部関係の歳出5款労働費、労働諸費、それから、勤労者青少年ホーム管理費、6款農林水産費、7款商工費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 補正予算の37ページをお開きいただきたいと思います。私のほうからは、全体に係ります、今回の補正に係ります全体を含んでいますので、説明させていただきたいと思いますが、今回の補正の中で、人件費及び燃料費につきましては、多くの科目で補正をしているところであります。その内容につきまして、まず人件費についてですが、今年度の人事院勧告におきまして基本給をはじめとして給料全般に改定がございませんでした。今回は、本年度中の人事異動に伴い職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものであります。次に、燃料費につきましてですが、4月の暫定税率の失効時を除き、11月改定時まで原油価格の高騰によりまして購入価格が予算単価を上回る状況でありました。現在においては、予算単価を、価格が下がっており、下回っている状況であります。今後も原油価格の変動が不透明であり、また冬季間、公共施設等での灯油等の需要期を迎えるほか、スタッドレスタイヤ等の使用によりましてのガソリン等の使用量も増加となる見込みでありますので、補正をお願いするものであります。以上の2点の補正理由に伴うことにつきましては、それぞれ担当者の説明の中では省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、37ページの労働費の内容につきましては、以上の2点に係るものでありますので、省略させていただきます。以上です。

農林課長 それでは資料の39、40ページをお願いしたいと思います。6款農林水産業費の2目農業総務費でございます。委員報酬、職員給与については、先ほどの人事異動に伴うものでございますが、農業総務事務費12万9,000円の増額をお願いするものですが、この内容につきましては、登記書類作成委託料ということで、地籍調査の結果の誤りなどの訂正申告に係る土地測量図等の作成を委託するものでございまして、4件の訂

正申し出に係るものでございます。

それから、3目でございますが、ふるさと農業ステップアップ実践事業81万6,000円でございます。これにつきましては、中山間集落営農づくり支援事業補助金ということで、県の支援事業補助金を活用いたしまして、北小野耕作組合がコンバインの格納庫1棟を設置するものでございます。補助率は2分の1ということになっております。

続きまして、7目の農地費でございます。土地改良事業でございますけれども、金額は0でございますが、予算の組み替えをお願いするものでございます。この内容につきましては、現在県営のかんがい事業ということで四ヶ堰の上部でございますけれども、上部と言いますか、暗渠化を実施しておりますけれども、その上部を整備するために県の元気づくり支援金を受けまして、手づくりの公園事業を実施しております。その中で、重機借上料、それから市単農業農村基盤整備工事ということで、工事費を減額いたしまして、現物支給用資材ということで130万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、ウッドチップということで、遊歩道等を造るためにウッドチップを敷き詰めまして、それを固めるというようなことを考えておりましたけれども、ウッドチップボードというものがございまして、それを敷くことによって簡単に工事ができるということで、手づくりで事業を進めているものでございます。

続きまして、41、42ページをお願いしたいと思います。林業費の中の3目造林費でございます。明細等はございませんけれども、財源内訳233万2,000円を一般財源から特定財源ということで振り替えるものでございます。この内容につきましては、平成19年度の市有林の施業に際しまして搬出間伐を実施いたしまして、その流木の売り払い収入が233万2,000円余ございましたので、特定財源に充当するものでございます。以上です。

商工課長 44ページをお開きいただきたいと思います。7款商工費2目商工振興費の中小企業融資あっせん事業を御覧いただきたいと思います。2億2,225万円、中小企業融資あっせん事業預託金として補正をお願いするものであります。市の制度資金としまして4.5倍の実行でやっておりますので、これによりまして10億円の増額が実行できるものであります。なお、補正が決まった後につきましては、市内の金融機関へ預託して実行するものであります。以上です。

農林課長 続きまして、63、64ページをお願いしたいと思います。11款災害復旧費でございます。1目の市単農業施設災害復旧費でございますけれども、増減はございませんが、一般財源から県の支出金318万6,000円ということで、特定財源に振り替えるものでございます。この内容につきましては、平成18年7月の豪雨災害によりまして農業施設の災害復旧事業でございますけれども、本来平成19年度に入るべきところでしたけれども、国のほうで全国の中での災害があったということの中で、減額されていたものが交付されまして、その金額を特定財源ということで振り替えるものでございます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

白木俊嗣委員 中小企業の融資のあっせんの関係だけれど、件数がどのくらい伸びていて、現に貸し倒れのようになっていくものがあるかどうかということ。あとは、今、銀行なども貸付を渋ったり、貸しはがしなどというような話がある中で、塩尻市の状況はどうなっているのか。その辺を説明してほしい。

商工課長 状況であります。補正時におきます10月31日現在の状況なのですが、本年度は県制度と新制

度をあわせまして188件、12億8,236万1,000円の貸し付けあっせんがございました。そのうち、市の制度資金のほうでは、172件、10億1,216万1,000円の貸し付けがございまして、件数でいきますと、139.8パーセントの伸びとなっております。一方、金額のほうは108.2パーセントで、中身としましては、運転資金が主でありまして、たいへん特徴が前年と比べますと額の小さいようなあっせん額となっております。小規模の事業者には借入あっせんしております特別小口資金と言っておりますが、そちらが全体で、件数では187.5パーセント、金額では149.8パーセント伸びておりまして、また、不況対策としての経営安定資金でございますが、こちらにつきましても187.5パーセント、金額で188.6パーセントといったような伸びとなっております。

議員さんのお話にありました2点目の貸し渋り、あるいは貸しはがしの件でございますが、国の今回の不況対策の関係で緊急信用保証制度ができてきました。それができる前に至りまして、いわゆる保証枠、この制度資金は銀行と保証協会と市という3者で協定して実行しております。したがって、保証協会の保証が取れないと制度資金としては実行できないわけであって、その部分において企業のほうから、事業者のほうから、貸し渋りがあるのではないかという声は出ておりますが、実態としては、中身的には保証枠が限られているというような状況でもあります。あるいは、そういったような状況の中で、今、国の制度もさらに見直しが随時図られておりまして、当初、618事業業種だったものが、今は698業種といったようになり広がって認定できておりますので、そういった点ではかなり改善されてきているかなと。

貸しはがしのほうですが、これにつきましては、議会の本会議の中でもありましたが、借り換えというような方策ができないかというようなことの中でもあるわけなのですが、いわゆる事業者としての1月単位で払うところの償還枠が売り上げ規模に比べて負担が大きくなってきているものですから、それに対して、銀行、金融機関としても経営指導の中で改善を図るべきだというような相談に応じてやっております。借り換え資金の再借り換えは制度的には今はできないような状況なものですから、そういった場合については、銀行さんのいわゆるプロパー資金というようなものをあてがいながら運用しているというような実態を、金融機関からも聞いているところであります。若干、企業側と金融機関側における認識のやや違いの中で、気持ちのマインドの違いの中で、貸しはがしではないかとか、そういう声は出ておりますが、実情としては主だったものはこのようなものではないかと思っております。

白木俊嗣委員 その関係で、今、店をたたまなければいけなくなったというようなものはあるのですか、塩尻市内で。

商工課長 まだ、普通におきます企業倒産という状況はありますが、今回の不況におきます倒産、店じまいというものは、私どものところでは9月以降については聞いているものはございません。

白木俊嗣委員 なければ幸いだと思うが、ただ私は少し、皆さんから聞いたかどうか記憶にないのだけれど、結構しゃばは厳しいと言う話の中で、郷原工業団地の地権者組合が解散したというような話を聞いたけれど、それは御報告いただいておりますか。

経済事業部長 その件に関しまして、実は、本日、その他のところで現況を御報告申し上げようと思いましたが、ちょうどそういう御質問をいただいたものですから、現況について御報告方々、御答弁申し上げますが、実は、郷原の工業団地の北側約10ヘクタールについて工場団地計画を進めてきたところであります。それにつ

いては、そこに入りたいという企業が3社ございまして、その3社でだいたい10ヘクタールのほとんどの所が埋まるという予定でございました。

その開発の手法としまして農村工業導入促進法という法律がありまして、農村地域の、いわゆる農村と工業の両方の発展のために農地を工業団地に開発をして、宅地化をしていくということを農政サイドで認めるという法律であります。その法律の成立の要件というものが、計画の区域の中に工場の進出が既に確実であること。私どもが県を通じて国へ提出を求められている、いわゆる農転について提出を求められている資料というものが、工場の平面図、その土地にどういう形でその工場が立地するかという平面図まできちんと付けて申請をして来いというお話でございました。9月、10月にこういう経済情勢になりまして、私どもも進出をしてくる予定の3社につきましてヒアリングを行って、進出の確実性と言いますか、可能性、確実性についてもう1回調査をした次第であります。その中で、1社は多少の変更はありますけれども計画通りしたいというお話がございましたが、あとの2社につきましては、こういう状況になってしまって先が見えない。したがって、今回の進出については、白紙とは言わないけれど、少し時間をくださいと、こういうお話であります。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、農村工業導入促進法による農転がなかなか申請が難しくなってきたという中で、県と今、相談をしておりますが、県の回答の中では、おそらく、おそらくと言いますか、これは無理ではないか、そういう状況になれば、きちんと3社なら3社、10ヘクタールなら10ヘクタールの使用が確実でないということになってしまうと、国としては農振除外は許可できない、農転を許可できないと。こういうことになってしまう。したがって、10ヘクタールの一遍での開発というものは非常に難しいと言うか、今の時代では困難だということでありました。したがって、お正月と言いますか暮を迎えて、権利者の皆さんも過度の期待をして来年当たりに買収されるのを待っているというような状況の中で、非常に心苦しいことになってまいりますので、私どもとしては地権者組合の幹部の皆さん等々と御相談をする中で、いったん、そういう状況の中では権利者の地権者組合というものを白紙に戻したほうが良からうという地元の御判断でございました。そういう判断に至っている次第でございます。ただ、これからの開発方法について、県から確たる方針と言うか、それもまだ出ておりませんし、今、県との協議中なものですから、具体的にこういう形でこういうふうに進めるよ、あるいは、現状はこうだというようなことを公式に申し上げられずにいたわけでございます。御質問と言いますか、本日、その他の事項で事情を御説明して御報告に代えたいということを考えておりました。そんなことで御報告させていただきました。以上であります。

白木俊嗣委員 そういう話になれば、協議会でも何でも良いけれど、話をしてもらわないと、私たちが現任で、あるときほかの地権者の人からそういう文句が出たのです。これは、後聞きの話だから対応のしようがないのです。今回はあるかどうか知らないが、土地が売れるとなると先行して家を直すとか、そういう地権者も結構あると思う。そういうものが実際にあったかどうか、それはわからないけれど、そういう中で、今、部長が言われることは良くわかるけれど、あの地区については進出する企業が確定にならなければ県も許可を下ろさないとええ、わからないわけではないけれど、ただ、市も片丘の工業団地もいっぱいになって、いつ企業が出て来ても良いように工業団地はいつでも用意しておくようにと、いつも話をしているものだから。そういう中で、もしできるものであったら、3社が3社出られなければ、ある程度それだけのものを、地権者のことを考えれば、確保して、新しく進出してくるときにすぐ対応できるような、そういうものは必要だと思う。先日も一般質問だったか、代

表質問を聞いていれば、ある部長が苗圃の跡地を流通関係に誘致しようと思っているのどのと答弁していたけれど、やはりそういう話が出るのだったら、余計にそのような対応をきちんとしておいてもらわなければ、聞かれた場合、あとから、そんな話をはじめで聞くなどということでは、議員としてもまずいと思う。その辺の対応を今後どうしていくか。

経済事業部長 たいへん御報告が遅れたと言いますか、御報告できるような状態になっていなかったものから、それは私どもも、何と言いますか、反省をしなければいけないところもあるかと思えます。ただ、地権者の皆さんには、あらかじめ、1つは価格の問題が非常にシビアになっているということで、ある一定の価格を呑んでいただかないとこれはなかなか難しいということが1点と、あくまで3社揃って計画がきちんできないと難しいので、もしそういう状況になったら白紙に戻させていただくということは、あらかじめ御承知をいただいて取り掛かった仕事でございます。これは言い訳になってしまいますけれど、そんなことで地権者の皆さんには、内部的にはいろいろ御意見もあろうかと思えますが、御不満もあろうかと思えますけれど、了解をいただいたというふうに私どもは思っておりますし、また、幹部の皆さんもそういうことでそれぞれ御説明をいただいているということでもあります。

今後でございますけれど、いずれにせよこの農村促進法の農工法によります開発は、今のような状況の中では非常に難しいということなものですから、私どもはあそこを全面的にあきらめたということではなくて、まだ1社残っておりますので、それを大事にしながら県と、あるいは農林省と、まず農林省ですから、農林省とどういう開発の手法があるのかを、今、探っているところであります。実は、農林省が非常に強硬でありまして、1坪たりとも農地はつぶさないという方針を今、農林省は出しておりますので、その中で、工業団地を開発していくということ、あるいは、宅地を造成していくということの非常に難しい局面も今ありますので、県の全面的な御支援をいただきながらそこを十分詰めていく、こういう方針にしております。

今、白木委員さんが御指摘いただいたように、農地でない所の物件を市が所有している部分もありますので、場合によってはその辺を団地化することも含めて、今後進出してくる、希望の企業への対応はそういう形でさせていただくこともあり得る。その検討もあわせて申し上げておきます。したがって、郷原工業団地の北側については、私どもとしては、できるだけ県の許可の範囲内で段階的な開発が可能な限りやれればと思っておりますが、ただ、こういうような経済情勢なものですから、行き先と言うか、処分先、進出してくる企業がある程度見通しがついていかないと、なかなか開発に踏み切れないということがございますし、残っている企業についても、最初私どもが聞いていた条件と、かなりシビアな条件になってきています。したがって、今まで何ヘクタール欲しいと言っていたものが、その条件の中では、例えば3分の2とか、そのようなことも今後考えられますので、その辺も含めて、まず法的にどうやって対応するのか、企業とあるいは権利者との間をどう調整していくのか、ということをもう少し時間をいただいてやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 それと、特別委員会もその後何もかかっていないのだけれど、苗圃の跡地の関係ですね。例の東京のあれが来るというような話になったら、地元で反対が出て難しいというような話の中で、それきり尻切れトンボになっている。そういう中で、本会議場で、あそこは流通系に誘致しようと思っているどのというような答弁をするけれど、こういう問題について、やはり、方向転換なりをしてやるのだったら、特別委員会なりに

かけて1つの方向を出してもらわないことには、ただ皆さんだけでああでもない、こうでもない議論していてもまずいと思う。だから、あれを聞いていけば、こあは今限りだというから、流通系企業でも誘致するののかという気持ちになって、あそこの場所を見ますよね。果たしてそれで本当に良いのかどうかという問題も出てくると思う。

副市長 今、経済部長のほうで答弁しましたけれど、市内の市有地で、農地ではなくて使えるということ、大きいところではS N Rとか、昔のS N Rですね。苗圃のところとか、その辺も良いねという話だけで、まだ決まったわけではございませんので。ただ、議会のほうからも、そういう用地があったら、なるべく早くきちんと方向を決めて、処分するものは処分すべきだという御提言をいただいていますから、それはこの際考えるべきではないかなということで、それを汲んでいることは確かです。先日の部長の答弁の中では、流通系ということではなく、苗圃というところの場所が非常に交通の便利が良いところなものですから、そういうことから企業誘致も視野に入れて考えていきたいということで、まだ決まったわけではございませんので、また、そういうことで方針が少しはっきりしてきましたら、また特別委員会とかそちらのほうへ御相談申し上げたり、委員会へ御相談申し上げて方向を決めていかなければいけないと思っておりますので、まだ、そういう具合にはっきり決まったわけではなくて、今手を付けられる、例えば、どこから、企業からそういうところがあると申し込みがあったときに対応できるということその辺だねということで、今、対応していますので、お願いします。

白木俊嗣委員 それでは、今の苗圃の跡地だとか、昔の旧S N Rの用地というのは、農地転用とかいうものはなしで、来ればいつでも対応できるということですか。

経済事業部長 まず、片丘はほとんどが山林でありますので、農林関係の農転だとか、あれは農振はかかっているのか。かかっていない。そういう手続きは必要ありません。ただ、山林ですから、森林法に係る森林計画の見直しが別途ありますし、これは、私どもの計画ですから、これは県と協議して変更するということと、もう1つは、いわゆる土地利用計画上と言いますが、都市計画法上の開発をどういう手法でやるかということで、これが問題点として残っております。それは、例えば、地区計画という制度がありまして、県の見解では、地区計画制度をうまくかけていけば開発できないことではないという見解を一応いただいていますので。ただ、それを本当に全面的にあそこに地区計画制度をかけるのか、あるいは、3分の1にするのか2にするのかということ、そもそもあそこをどういう工業団地として開発していくことの可否について、まだ庁内で議論をしっかりと詰めておりませんので、その辺も含めてやっていきたい。

柿沢は、実は、採草放牧地になっています。そもそも採草放牧地というものは、いわゆる農地というカウントを登記上はされておられませんけれど、県の見解や農林省の見解ですと、牧草を作っているのではないかと。牧草を作っていれば、肥培管理していることになりはしませんが、そこはどうなのですかと、こういう見解であります。市が所有していて、採草、草が生えていてそれを刈っているだけです、これは理屈ですけれど、そういう現況であれば、農転とか農振除外はいらぬという考え方もあります。ただ、農振法はかかっているのです、あそこは。農振法はかかっていますので、もし何らかの開発をするということになれば、農振計画の見直しのときにやるか、それとも随時編入という形でやっていかないといけない。どちらかの方法にならざるを得ない。いずれにせよ、農振除外の手続きはしなければいけないと、こういうことあります。

白木俊嗣委員 例の片丘のほうは、私はある会議のときに少し言ったけれど、あれももう20年です、取得

してから。大学誘致ということで、いろいろそれなりの手続きはあるけれど、用地自体はできていると思う。今言った工業団地だとか、例えば住宅団地を造成して売るとか、現に、今、ある程度この中でも家を建ててる人は結構ある。ここもある程度の飛び出しがあったけれど、当初15、6万円だという話が、実際に売り出せば20万円以上でしょう。そうすると、今、ある程度大手の企業あたりは、安い安曇野のほうへ年々逃げてしまっている。皆さんの話を聞くと、だいたい15万円前後だよという話の中で、やはり民間の造成ばかりではなくて、ある程度行政で少し安めに区画整理なり何なりをすれば、塩尻市にも相当の人が住み着いてくれると思う。そうすれば、人口の減少などという問題も解消できると思うし、そういう面で、ぜひ、あれは20年からのものだから、ぜひ積極的な取り組みをしてほしいと思う。答弁してくれるなら、くれても良いけれど、なければないで良い。

経済事業部長 私どもが担当しておりますものが大局的な開発になるかどうかは別にしまして、先ほど申し上げましたとおり、市が持っている土地の有効利用ということも含めて、庁内できちんと検討をしていくように理事者からも指示をいただいていますし、若干の予算が必要であれば予算計上していくということになっておりますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

森川雄三委員 林業費の関係ですけれど、ただ今の御説明で、いわゆる搬出材が売れたと。最終で流木売却233万円余。それを一般財源から特定財源に移したということなのですが、少しこの点を詳しく。230万円材木が売れたというのは、なかなか画期的なことではないかと思うのだが、詳しく。間伐材で230万円というのは大きいですね。その点を少し。

農林課長 平成19年度に市有林の施業ということで、場所は高ボッチになります。従来ですと伐捨て間伐ということで、その場で断伐にするものでございますけれど、林齢がわかりませんのでいけませんけれど、それなりの流量が確保できるということで、松本広域森林組合に委託をいたしまして、売却のほうも広域森林組合に依頼をいたしまして、売っていただいた収入がそれだけあったということでございます。5.7ヘクタールの搬出間伐をいたしまして、325立方メートルでございますけれど、蓄材がございましたので、それを木材センターを通しまして販売をしていただいたということでございます。用途につきましては、落葉松が主でございまして、それだけの太さがあれば良いのですけれど、ベニヤだとか、そのようなものに加工されていくというようなことで、結構そういうことでの需要が県内の中でも増えてきておりまして、これから、場合によってでございますけれど、本年度も市有林の施業の中で搬出間伐というようなことで予定をしていますので、お金になる部分についてはお金にしていくというような考えで取り組みたいと思います。

森川雄三委員 高ボッチのところは、きっと、搬出しやすい、良い場所だったのでしょね。一般に、要するに今言う落葉松でも、そのように間伐材が販売できるというような話であるなら、ある程度お金に換えられるものはぜひ換えてもらって、また新たに森林整備に使っていただければと、こんなふうに思いますので、ぜひともお願ひいたします。ほかにどこかありますか、本当になりそう。今、あるようだというようなお話なのですが、どうなのですか、その辺は。

農林課長 当面は市有林で作業道、林道等が整備されておりますところから搬出をしていくということになりますけれど、搬出をするためにまた作業道等が必要になってくるかと思ひます。それにお金が必要になるという部分もございまして、そこら辺のところは市場の動向等も見ながらということになりますけれど、費用対効果というようなことも勘案しながら、施業を進めていくということになろうかと思ひます。

森川雄三委員 その費用対効果もあるけれど、森林も整備をしていかないと荒れ放題になっていってしまうわけだから、いずれにしても、そういう作業道も必要だし、嫌がらないでぜひ進めていっていただきたいと思いません。

委員長 要望でよろしいですか。

中村努委員 関連して、広域森林組合でさばいてくれたということですが、加工から販売までいたる販路というものはかなり安定したものという捉え方で良いのですか。

農林課長 今回は松本広域森林組合にお願いいたしましたけれど、松本広域森林組合につきましては、この地域の松本木材センターの場所に位置してございます。そういったような状況の中で、最近、間伐材等の動きも激しくなってきた、激しくなると言うか、動きが出てまいりましたので、近隣の県の所には間伐材を活用しましてベニヤに加工するというような施設等も新たに設置されましたので、そういう所への需要があるということがございますので、そういう所へ波及していくということになるかと思えます。

永井泰仁委員 山林の関係で、個人所有林のほうは、実績とか、来年度に向けて施業や手入れはどのくらい進んでいるか。今度、森林税というものができて、計画的に進めていくという中で、今後の見通しはどんなふうですか。

農林課長 実は、9月の折にも補正をお願いいたしまして、県の森林税も導入されたこともございまして、国ほうでも森林整備に力を入れるというようなことございまして、数字的なものを今ここに持っていなくて申し訳ないのですけれど、だいぶ希望については多くなっております。ただ、実際に県の森林税でございまして、導入されまして今年度から活用しているわけですが、実際に費用の9割、法人事業費の9割までしか補助されないという部分がございます。一方、国の里山エリア再生交付金等の事業でございまして、市町村の上乗せ等も含めまして10割近い補助が出てございまして、そちらのほうにどうしても活用が傾いてしまうというような部分がございます。私どももそれで実は苦労しているところなのですけれど、せっかくできた制度といえますか、税でございまして、活用できるように県にも要望してまいっておりますし、それから、私どもの補助制度の見直しと言いますか、運用のほうも県と均衡が取れるような中で活用を促してまいりたいというふうに考えております。

永井泰仁委員 わかりましたので、また、県の動向を探りながら市のほうも計画的に進めるような、そんなこれからの運用上ではテクニックをたくさん使ってもらって、いずれにしても山の整備というのはこれからも大きな課題になってくるものですから、積極的に取り組む姿勢でお願いしたいと思います。要望が良いです。

委員長 ほかにありますか。なければ、以上で議案第11号塩尻市一般会計補正予算、経済事業部関係の質疑を終了いたします。なお、採決等はすべての事業部の質疑終了後に一括して行いますので、お願いしたいと思います。

議会第2号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

委員長 それでは、次に議会第2号に移りたいと思います。これも一応経済事業部関係のものでございます。「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を議題といたします。

議会第2号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書がありますが、経済事業部の関係でありますの

で、議会第2号を議題といたします。文書が事前に配付されておりますので、朗読を省略いたします。本日、意見書提出議員の山口さんがおいでいただいておりますので、説明をお願いいたします。

山口恵子議員 それでは御説明をさせていただきます。議場でも一度説明をさせていただきます、重複するところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。食品に関しての偽造事件ですとか、あと産地偽造、また汚染米など、最近とても事件が多くあります。また、きのうですか、今日ですか、たけのこですか、偽造の事件もニュースを騒がせておりましたけれど、やはり食の安全ということは市民生活、また国民生活に一番大切な問題であります。そして、もう1点、今回、消費者庁を設置する要望書も含まれてはいますが、消費者に関する問題ですが、これも国の体制がばらばらでありまして、例えば、食品表示に関しては農林水産省、また、食品の安全性は厚生労働省、取り引きは公正取引委員会、また、製品事故は経済産業省など、各省庁で個別対応をしているという、現在そういう状況があります。やはりその中で、情報の伝達が遅いですとか、監督など権限が執行されていないというようないろいろな問題がありまして、ぜひその改善を求めたいと思います。以前、皆さんの記憶の中にもあるかと思いますが、一例を申し上げますと、ガス器具により一酸化炭素中毒で、安全装置の不正改造により亡くなられた方がいらっしゃったことは皆さん御存知だと思うのですが、やはりその件に対しても中毒事故が相次いでいたにもかかわらず、長期間対応せず放置されていた。それは、経済産業省としても内部の中でも事故情報の共有ができていなかったというような事実があります。ですので、本当に素早い対応が必要だと思われまます。やはり、亡くならなくても良かった方の命も未然に防ぐことができる対応だと思っておりますので、ぜひ消費者の目線で、消費者の問題を扱うような窓口の創設もぜひ必要かと思っておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。では、委員の皆さんから意見、質問がございましたら、お願いしたいと思います。

永井泰仁委員 少し基本的なこと、山口議員も中村議員もいらっしゃるので、お聞きしたいのですが、今までの中でこういう意見書のスタイルというのは、いわゆる共産党あたりを中心とした政権野党という立場の中では、こういう地方自治体まで含めていろいろな意見書の提出を求められたのですが、今の政権の中で自公という与党的な立場の中で、あえて国のレベルで論議すれば良い問題と思うのですが、これを市町村の自治体を通じて全国的というか、そういった形の中で意見書を持ち上げていくという、その中身は私はまったくこの通りですばらしいことだし、いろいろ言いますが、政権与党的な立場の中で、あえて地方議会まで巻き込んでこういう意見書を再度上げていくという、その基本的なスタンスと言うか、考え方で、おわかりになっている範囲で、もしありましたら説明してほしいと思っております。

中村努委員 おっしゃっている意味が良くわからないのですが、私どもは2人でこういう現在社会で起こっている問題について、これは国の責任も非常に重大であるということで、議員提出議案として出されておりますので、国における与党だとか野党だとか、そういうものとはまったく関係ないことはないけれども、この場でどうこうという問題ではないというふうに思っておりますけれど。

永井泰仁委員 これは、中村議員、全国的にこういう形で取り上げてやっていこうという形になっていきますか。塩尻市議会のみですか。

中村努委員 特に全国的に展開しようということではないです。そのときどきでありますから、やっている所

もあるでしょうし、やっていない所もあると思います。

永井泰仁委員 これまでの流れの中から行くと、どちらかと言うと、野党のほうはなかなか意見を申し上げて通らないけれど、与党のほうはむしろ地方を巻き込むよりも、政権与党の立場で、今、自公でやっているものですから、国政のレベルの段階でしっかり決めれば一番手っ取り早いのかなということで、あまりこういうスタイルで今まで上がってきたというものがなかったものですから。趣旨については賛成ですけど、その辺がどうかということと、あと1点、この中身では直罰規定を設けるということで、確かに消費者の立場から言えばそのとおりだと思うのですが、生産者のほうの側から見ると、いろいろ出荷するにもたいへん厳しくなったという、そういう反面も若干、本音を洩らしている農家もあるわけですが、私は、地方議会を巻き込むよりも、国の段階でしっかりした論議をしてもらえれば、ほとんどの国の法律に係ることできちっとできるかなと、そういう感想をもったものですから、全体に聞いたということです。そういう見解は見解で、今、聞きましたので。

白木俊嗣委員 私もそれを言おうと思っていたのだが、永井議員が言ったので。これは、政権与党だから、その中で法制化でも何でもいくらでもできるのではないのですか。

中村努委員 私も国ことなので、中でどういうふうな議論になっているかということは詳細に承知はしておりませんが、福田総理が消費者庁を設置しようということからことは始まっています、それに対して、なかなか国会の中でも各省庁にまたがっている問題を迅速な対応でできていないという実情があると思います。私ももそのように省庁間の縦割りを早くなくしてほしいという気持ちからこういうものを出しています。その中でも、特に消費者庁を作るとなると、相当大きな組織改革というものが必要になってきて、全部が消費者庁が請け負えるような内容ではないのです。一部、それぞれの省庁に実務面は移管をして最終的に消費者庁がまとめるといようなこともあるようなので、当面の、特に農水省関係、経産省関係の法整備については、現状のものをしっかり整備してほしいという状況のようです。

白木俊嗣委員 説明していることは良くわかるのだけれど、政権与党イコール政府だから、そういう中で、正直言って、意見書が上がっていても、はいどこから来ましたよと、ただ積んであるだけのものなのです。中央官庁へ行ってみると良い。私は、うちの関係のものなど、私が行ったら、ある課長などは、塩尻市が何か出したのですか、私は見たことがない、と言われて。見たことないって、毎年上げているではないですか、と言ったら、見たことないと言われて、厚生省だけれど、そういうことがあるのです。だから、できれば、政権与党イコール政府なので、その中で対応したほうが、私はすごく速いと思う。

中村努委員 現実はそのだけでは進まないものですから、現場から声を上げていかないと動かないという閉塞した状況もあるということだと思います。

牧野直樹委員 私も思ったが、永井委員に言われてしまいました。題が題のタイムリーな表題だけに、やはり何かなという、そういうものはあります。だから、政権与党である公明党さんが、いろいろ地方から持ち上げるような問題ではないのではないかなと思いましたね。

中村努委員 地方から、今、国会と政府とは違う組織なのです。こんなことは基本的なことなのですけれども、今、白木委員がおっしゃったけれど、与党イコール政府になっていない状況があるのです。だから、やはり地方からの声も大きくしていかないと、政権与党といえども行政のトップである政府をなかなか力強く変えていけない現状があるものですから、ぜひ地方議会の皆さんにも御理解をいただきたいということなのです。簡単にでき

ることなら、とっくにやっていると思います。総理大臣までがやると言ったのですから。ところが、今、景気の問題があとから入ってきてしまって、この問題がなおざりにされてしまっていて、また、うやむやにされてしまうような現状があるものですから、ここはしっかり住民目線で声を届けていきたいと、こういうことですので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

委員長 そういうことでございますので、いずれにしてもこの意見書を可決するか、否決するか、継続審査とするか、そういった採決をしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

太田茂実委員 食の安全確保は当然のことですから、しかし、いろいろな偽装やら混入やら、事故米の売りさばきやら、今、いろいろあるわけですが、この中で私が感じるのは、ここにカタカナでトレーサビリティシステムと書いてあって、カタカナで良くわかりませんが、地方の行政とJAとは関係機関で生産者も含めて地産地消ということは意識が向上しているし、それはそのとおりだと思いますから、非常に喜ばしいことですが、ただ、問題は民間というか、公設の市場に対して生産者は誰でも申込めるわけです。そういったものの、施肥の、肥料を与えた歴史だとか、あるいは、薬剤散布の歴史だとか、そういったものは全然チェックされなくても市場で売ってしまうわけです。そういうことは、私も生産者の一人ですから、アスパラを少し出すにも全部歴史というか、暦を作って、それもJAへ提出しないと受け取らないのです。それが本当かどうかということを確認して、そして、検査を受けて、まとめて中京方面へ出荷している。こういう実情であるのです。だから、そういったものは、ほんの少しでもJA、あるいは行政を通すと検査されるのです。

ところが、公設市場、あるいは直売所、直売所のことを悪く言ったらあれですが、どういう薬歴があるのか全然わからない。虫さえ食っていなければ、見た目がよければ、買って行って食べる。それをやっていくと健康被害につながるのではないかというふうに私は思うのです。だから、虫が食わなければ良い、きれいなら良い、見たところが良ければ良い、そういうものだけでは決して地産地消に対して非常に危ない状況ではないかなというふうに思うわけです。だから、もしこれをあえて出すならば、そういったことで、もう少し広く検討して、それも含めて趣旨の採択でどうかなというふうに思う。私の個人的な考えはそうです。その点については、どうお考えになるかということを少し聞かせていただければと思います。

中村努委員 トレーサビリティシステムについてですけど、その前段に書いてあるとおり、どういう生い立ちで販売まで至ったかという経歴をきちんと表示することを定めるシステムですけど、少しここは課長に助けていただきたいのですけれど、現在、確かトレーサビリティ法では、法律で義務付けられているのは牛肉だけだと思うのですが、そんなことでよろしいでしょうか。

農林課長 トレーサビリティシステムについては、平成13年にBSE、牛の海綿状脳症ですか、あのときにそういう履歴が必要だということで作られたもので、牛については確かにJASの中でもそうですけれど、義務付けられて、牛のトレーサー法というものが義務付けられております。ただ、トレーサビリティについてはいわゆる履歴の管理ということになるものですから、生産者段階においては、今、農協さん等でも取り組んでいただいておりますし、肥培管理といいますか、栽培履歴についてはきちんと、系統出荷のものについては整備されておりますし、そういうものがないと流通しないというような仕組みになっております。

一方で、消費者の手もとに届くまでは、流通段階でもございますし、小売の段階もございますけれど、まだそこまでの内容がきちんとそれぞれの業界の中で理解が得られていないと言いますか、きちんとやるという方向に

まだ一本化しておりません。国のほうとすれば、トレーサビリティ、履歴管理をはっきりさせておくということが必要だということなのですけど、これについては、食品の移動を追跡するというこの中で、食品の安全管理を直接に行うものではないということでございます。

それと、この意見書の中に農作業の工程管理というようなものもございますけれど、ギャップというような言葉で言われておりました、国のほうとしても、収穫後にいわゆる検査をするよりも、生産過程のなかの工程できちんと管理をしていけば、問題なく物ができらるだろうという、そういう中で普及を進めておりました、2011年までにいわゆるそのギャップですけど、現在ある野菜等の産地、全国2,000産地ほどございますけれど、そこについてはギャップを導入したいということで、今、作業を進めておりました、県のほうでも昨年作られました食と農業農村計画ですか、そういう中でも進めておるところでございます。ですので、今の中ではトレーサビリティに関しても、生産する側のほうではきちんとやろうということをしておりますけれど、その後の流通段階のほうは今はまだ確立されていないという状況でございます。

中村努委員 要するに、まだ、牛肉以外の農産物については民間の自主規制と言うか、そういう形でしか進んでいない現状があるので、品目をどのくらいにするのか、何にするのかはわかりませんが、もっとさらに拡大して法的な裏づけをもってきちんと法律の品目の中に入れていくという、そういうシステムの確立をしていきたいという内容です。

太田茂実委員 物を販売するにはやはりそういう検査を受けて、食の安全ということは最近ますますうるさい、うるさいと言うか当然のことかもしれないけれど、それを偽装するような状況が出てきている中で、そうでなくても、私が先ほど言ったようにイチゴを買って食べたら吐いてしまったというようなケースもあるし、それから、農家が栽培したものではないが、毒キノコを食べて、市場で責任の所在をどうするのかとか、こういう問題が出てきています。ところが、農薬というものは直接的には農産物に対しては、かけても影響しなくて、徐々に効いてくる、そういうケースがいくらでもあると思うのです。だから、今、薬剤散布暦というものが、非常に厳しくなっている。だから、その辺のところを、地産地消は良いけれど、確立していくのが、その点だけは心配なものですから、その点の検査体制をどうするのか。一般的な、その辺で売っている、市場が全部売っても2,000円か3,000円のものを検査しなければ売れないというような状況でも、これもまた困ることだけれど、しかし、こういった食品の安全、健康を考えていくと、そういうことまで発展してしまう。ということに不安に思うわけです。

委員長 いろいろ意見が出されたのですが、どうでしょうか。

趣旨採択ですか。趣旨は採択するということで。だから、意見書を出すか、出さないかがあれなのですが、いわゆる可決か、否決か、継続かということなのですが、いかがでしょう。採決取りますか。

では、可決の人は挙手を願います。

〔挙手2〕

委員長 否決の人は。

〔挙手なし〕

委員長 継続審査。

〔挙手4〕

委員長 したがって、継続審査という形で。継続で審議するというので、この意見書の提出は、

〔「最初に継続するかどうかをかけるべきではないのか」の声あり〕

今、継続が4人ですけれど、継続していくということでもよろしいですか。

〔「やり直し」の声あり〕

では、やり直して、もう1回、賛成か否決かを。

〔「違う、継続だ」の声あり〕

まずは、継続するかということを決めるということですか。では、継続に変えて、皆さん、採決いたしますが、継続について賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

委員長 では、継続にいたします。継続ということで結論を出しました。以上で経済事業部関係の審議は終了いたします。10分間休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時16分 再開

委員長 建設事業部の審査を行います。審査に入る前に、建設事業部関係の平成20年10月1日付で人事異動があった方の紹介をお願いしたいと思います。

〔自己紹介〕

議案第4号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

委員長 議案に入ります。議案第4号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例を、議題といたします。説明を求めます。

建築住宅課長 議案第4号をお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきます。議案関係資料は12ページです。

議案第4号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例。1、提案理由。公営住宅法施行令の一部が改正（平成19年12月27日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものです。これにつきましては、塩尻市営住宅管理条例が公営住宅法施行令を引用して規定していることから、条例の経過措置の改正となるものでございます。

2、概要。毎月の家賃の額及び算定方法並びに入居者の収入基準額の改正に伴う経過措置を規定するものです。これにつきましては、改正内容の主なものでございますけれども、入居収入基準の政令月収につきまして、現在、20万円以下となっておりますけれども、これを15万8,000円以下、また、裁量階層、これは身障者とか高齢者等でございますけれども、その方々につきましては現在の26万8,000円以下を21万4,000円以下にするものでございます。また、高額所得者につきましては、現在の39万7,000円以上を31万3,000円以上に改定するものでございます。それと、家賃算定方法の基礎となります規模係数について、基準となる床面積が現在70平方メートルでございますけれども、65平方メートルに引き下げるものでございます。それが、主な改正の内容でございます。

3、条例の新旧対照表。別記のとおりです。これは、13ページをお願いしたいと思います。13ページに条例の新旧対照表を載せてございますけれど、附則の10から13を追加する内容でございます。まず、附則の10でございますけれど、ここで決めていることは、新しい施行令につきましては平成21年度以降の家賃に適用し、平成20年度の家賃については今までどおりとするという内容のことでございます。

それから、附則の11でございます。これにつきましては、既存入居者、平成21年3月31日までに入居した者、あるいは、入居している方につきましては、今年度中、来年の3月31日までに入居している者につきましては、新制度家賃が平成20年度、今年度の家賃を上回る場合、5年間かけて新制度家賃にするよう、新家賃と旧家賃の差額に各年度の調整率、調整率は13ページの下の方に平成24年度までありますけれど、この率を掛けまして、掛けた額に旧家賃を加えた額にするという内容のものでございます。

14ページをお願いいたします。14ページの附則の12でございますけれど、これにつきましては、平成21年4月1日前に公募が開始され、ということは、今年度に公募が開始されまして、4月1日以降に入居決定がされた者、要は新年度に入居決定がされた者につきましては、旧法の適用となるということでございますし、公募の例外。例えば、建て替えとか災害等によりまして、そのような場合、平成21年4月1日前に入居の申し込みがされまして、4月1日以降に入居が決定された者についても旧法を適用するという内容のものでございます。

それから、附則の13でございます。次に掲げる者(1)(2)がありますけれど、(1)につきましては、平成21年3月31日までに入居した者、あるいは入居している者ということでございますし、(2)につきましては、来年の4月1日前に建て替えによる住み替えの申し出、あるいは、災害、老朽化等による用途廃止における入居申出がされ、4月1日以降に入居決定がされた者。こういう方につきましては、収入超過者や高額所得者の収入額については、平成26年3月31日まで、平成21年度からは5年間でございますけれど、旧法を適用すると、こういう内容になっております。これが、附則10から13を追加する内容でございます。

12ページに戻っていただきまして、4、条例の施行等でございます。公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

永井泰仁委員 これを改正することによって、家賃だとかいろいろで従来とかなり変わってくる面とか、金額的に予想されるとか、何かそういったことは試算というか、見通しはどういう感じですか。

建築住宅課長 現在入居されている方の約7割については負担増は生じないということになっておりまして、あとの3割くらいの方については値上がりが生じるという試算になっております。

永井泰仁委員 では、その3割の皆さんには、もし、この条例が可決されればどういう形で周知を徹底していきますか、具体的には。

建築住宅課長 今回、議会を通りましたら、来年の1月には既存の入居者の方については、こういう制度になりますということで通知を申し上げて、来年の家賃は、来年度の4月1日からかかる家賃は新しい制度の家賃になるものですから、それは2月頃に各戸へお知らせすると。それと、あと、一般の方と言うか、入居をされていない方につきましては、1月15日号の広報でお知らせをしたいと考えております。

森川雄三委員 その3割の方だけが負担増になるという意味がわからないのですけれど。どういう意味なのか、3割の人だけが負担増になるというのは。それと、これは激変緩和ですね、5年間かけて値上がりした分

を、例えば5,000円上がるとしたら1,000円ずつ上がって行って、5年後に5,000円ぴったり上がりますよという意味ですね。ということは、もう来年度から値上げをするのか、その2点を。

建築住宅課長 今回、牧野原の市営住宅の家賃というのは、所得によって、ある部屋を借りてもそこに入る人の所得によって家賃が違うわけです。その家賃を計算するには、家賃算定基礎額という数字がございまして、今度はそれが変わるということなのです。家賃算定基礎額が変わるものですから、約7割の方については家賃算定基礎額が現行よりは低くなってしまっているものですから高くないのですけれど、それ以外の人は家賃算定基礎額が若干上がってしまうものですから、家賃が上がると。

来年度の4月1日から、そういうことで家賃改正ということで、いろいろがなっておりますものですから、その関連で今計算しまして、今年度の所得申告をしてもらって、それで今、家賃算定をやっている最中ということでございます。

中村努委員 人によって変わらない人、ふえる人が出てくるということになると、当然、我々のところにどうしてだという疑問の声が寄せられると思うのですが、今の説明のままでは、あなたはこうですからというお答えはできないですね。どういう算定基準になって、どんな所得の人はこうで、こんな人はこうだというような資料は出していただきたいと思っておりますので、そういった資料の提出をお願いできますか。

建築住宅課長 一覧表になったものがございまして、それを提出するようにしましょう。

太田茂実委員 格上げなどがいっぱいあって良くわからないが、要するに、20万円以上の人は入れなかった。それが、20万円以下に、上限が下がってきたのか、15万8,000円に。そういう単純な理解で、そう理解して良いのですか。

建築住宅課長 委員がおっしゃるとおりで、今までは入れる方は所得が20万円以下ということでしたけれど、今回は、15万8,000円以下でなければ入れないということでございますので、例えば、月収が16万円とか17万円の方は、今まで入れたのだけれど、平成21年4月1からはもう入れないということです。それが、全体的にもう月収が下がってきたということで、低所得者の方には入りやすいという状況になってくるということでございます。

太田茂実委員 それで、家賃は下がったのですか。

建築住宅課長 家賃が、家賃算定基礎額で先ほど7割の方は家賃算定基礎額が、第1分位の低い方は家賃算定基礎額が下がっているものですから家賃は上がらないのですけれど、第2、第3、第4分位の方は家賃算定基礎額が上がるものですから、来年は上がります。

白木俊嗣委員 15万円と言えば、今まで15万円以上の人もいっぱい入っていると思うのです。収入が月15万円以上の人は多勢いると思うが、そういう人たちはどういう扱いをするわけですか。出て行ってもらうのか。

建築住宅課長 出て行くのではなくて、先ほどの経過措置がありまして。

白木俊嗣委員 それはわかったけれど、今、雇用促進住宅の関係で、月の収入が多くてももう出て行ってほしいというようなことが問題になっています。その中で、会計検査員もそういう人については出て行くような指導をしている。指導というか、意見を申し上げていますね。やはり市営住宅というのは低所得者のための住宅だから、ある程度多い人については、そのような手法もしていかなければ、今でも住宅を待っている人は非常に多いと思う。私も頼まれて行ってもなかなか順番が回ってこないのが現状ですね。そういう中で、今まで20万円が、2

0万円前後ぐらいで暮らしていれば良いけれど、30万円、40万円という人が市営住宅に入っているものについては、何かそれなりの処置をしていかなければ、本来の目的外になってしまうと思う。そういうものはどうするわけですか。

建築住宅課長 基準より多い方につきましては、収入超過とか高額所得とかというような事情の中で、収入超過につきましては、3年間収入超過だと収入超過という認定になりますし、高額所得は5年間高い基準を保っていると高額所得になるものですから、それは明け渡してもらいたいという通知はしていますけれど、なかなか出て行ってもらえないのが現状で、ただ、公営住宅法の中でも明け渡し請求はできますけれど、なかなか行き先をある程度こちらであっせんというか、そういうことをして出て行ってもらおうというようなことになっているものですから、現実にはなかなか、通知しても出て行ってもらえないというのが、現状になっています。

白木俊嗣委員 今は団地暮らしていれば良いので、通知しただけでは出て行かない。そういう場合に、本来の目的、市営住宅を造ったときの低所得者という1つの目的があるではないですか。やはり、ある程度多い人は、今、家の近所でもいっぱい空いているから、いくらでもあっせんしようと思えばあっせんできます。そういう指導を、担当の課なりでもっと強制的にすべきではないかと思うのだけれど。

建築住宅課長 本当にごもっともなことでございまして、今後また、さらに、そういう方につきましては明け渡していただくような状況を作っていきたいと思えます。

委員長 ほかにありますか。なければ、議案第4号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第5号塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

委員長 議案第5号塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、議案第5号をお願いいたします。15ページでございます。議案第5号塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例。1、提案理由。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が、平成21年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。これにつきましては、塩尻市特定公共賃貸住宅における入居者資格の所得基準下限は、公営住宅法施行令における入居収入基準を超える額で設定されているため、この度の公営住宅法施行令の一部改正の趣旨に沿って所得基準等が改正されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。これは、先ほど市営住宅が20万円から15万8,000円になったということで、15万8,000円より高い所得の方はどうするかというお話の中では、この特定公共賃貸住宅のほうへ入ってもらおうという内容のものでございますので、公営住宅法が15万8,000円になりましたので、これに伴いまして改正をするものでございます。

2、概要。入居者の収入基準額を改めるものです。

3、条例の新旧対照表。別記のとおりです。16ページをお願いいたします。16ページ、新旧対照表でございますけれど、入居者の資格、第6条(2)で、20万円以上の所得がある者であって、その所得が60万1,

000円以下の者と現行はなっておりますけれど、これを15万8,000円以上の所得がある者であって、その所得が48万7,000円以下の者に改めると同時に、当該所得が、改正案のほうでございますけれど、15万8,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者ということで、これも20万円から15万8,000円に改めるものでございます。

15ページをお願いします。4、条例の施行等。平成21年4月1日から施行するものです。

すみませんけれど、議案の第5号のほうをお開き願いたいと思いますけれど、議案第5号の附則のところに経過措置として載せてあります。経過措置の2でございますけれど、これにつきましては、市営住宅管理条例の附則12の後段と同様に平成21年4月1日に入居の申込みがされ、つまり、今年度中に入居の申込みがされて、来年の4月1日、新年度に入居決定がされた者につきましては、旧法を、従前の例ということでございますので、旧法を適用するという内容でございます。

委員長 質問ありますか。

森川雄三委員 以前に、20万円は高いから臨機応変にならないかと質問したようなことがあったと思うのですが、下がって良かったと思うのだが、条例の条文なのですが、今説明されたときは、月額15万円なり、20万円なりという数字が出てくるのだが、月額という文が出てこない。収入が15万円とか、20万円以上とかいう、それで良いのかどうか。要するに、条例の文の中に、収入が20万円以上、60万円までというような文面ではなくて、ただ単純に所得20万円以上、60万円というような数字があるのだが、それで通用するのですか。

建築住宅課長 例規集を調べてきますので。

委員長 追ってということですね。よろしいですか。

森川雄三委員 当然年額ではないところですね、20万円、60万円では。月額と書けば、それはそれで通用するだろうけれど、何も書いてないということは、どうしているのか。受けるほうの形とすれば、年額でも良いのではないかという具合になる。条例として通用できるのものか。その辺がどうも。これは、少し前からそのように感じてはいたのだが。

委員長 答弁を求めます。

建築住宅課長 塩尻市特公賃の条例の施行規則のほうには、別表で月額家賃ということで3万5,000円とか、3万円とか。

森川雄三委員 家賃はね。借りられる人の資格範囲だ。

建設事業部長 すみません、今、法文書を調べておりますが、上位法を受けてやっておりますので、上位法の所得基準に沿ってという形の中で実施しております。上位法の中では、月額表現があるということ、今調べておりますが、確認できましたらまた御報告させていただきます。

森川雄三委員 それで問題がなければ別に良いです。

中村努委員 今のものに関連して、月額いくらと証明する書類というものはあるのですか、入居者が。年収から確定申告とか、そういうものがあるでしょうけれど、月額を証明するものはあるのですか。

建築住宅課長 年収で出してもらって、そこからいろいろ控除がありますが、そういうものを控除して、12で割って月額を出しているという方法でやっています。

中村努委員 それでは、どっちみち1年経過してみないと、資格があるのかないのかということは特定できないですね。

建築住宅課長 所得証明ということで、今やっている来年度の家賃を算定しているものに使っている所得証明というのは、平成19年の所得証明でやっているものですから、最新のものが出ればそれを使って所得を出していますけれど、そのようなやり方でやっています。

建設事業部長 今、課長から答弁申し上げたとおりなのですが、少し補足をさせていただきますけれど、入居の際には、入居の時点で月額どのくらいの収入があると、そういう申告をしていただいて、それを審査して決定しております。その申告の際には、前年の源泉徴収票等も参考にさせてもらっています。ただ、特殊な例として、退職をされたとか、そういう部分のところは、その時点で見込みでの収入等を何らかの証明を出していただくという形の中で審査をさせていただいて決定をしておりますので、そんな御理解をいただきたいと思います。

委員長 ほかに意見ありますか。まだ、そちらはわかりませんね。

太田茂実委員 今、特公賃が問題になっているが、何軒ありますか？

建築住宅課長 特公賃は槽川にありまして、全部で24戸あります。

委員長 ほかにありますか。なければ、議案第5号塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第10号市道路線の認定について

委員長 議案第10号に移ります。市道路線の認定について、を議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 議案第10号をお願いしたいと思います。説明は議案関係資料の23ページをお開きいただきたいと思います。概要でございますが、今回お諮りいたしますのは、新たに11路線について市道認定をさせていただきたいというものでございます。(1)でございますが、広丘駅南土地区画整理事業に伴いまして整備を行いました9路線、そこに表がございますが、下原野村線ほかになりますが、総延長1,310メートルになります。位置図につきましては25ページを御覧いただきたいと思います。堅石地区野村の部分の今回区画整理を行った部分の道路の改良が終わりましたので、ここで認定をお願いしたいというものであります。なお、区画整理事業の完了につきましては、事業計画の中では平成21年をということで予定しておりますが、現在、そういう状況で道路の改良が終わりましたので、認定をお願いいたします。

次に、(2)でございますが、民間の開発事業に伴います認定でございますが、2路線。これにつきましては、26ページを御覧いただきたいと思いますが、国道19号九里巾交差点がございますが、その南側にございます3,511番、延長74メートル、幅員6メートル。それと、4,229番、延長49メートル。この2路線につきまして、民間開発によりまして整備されました道路、これが寄附採納が行われましたものですから、市道認定基準に基づきまして、認定をお願いするものでございます。

24ページを御覧いただきたいと思いますが、今回認定を御承認いただきますと、1,433メートルが新たに認定されるということになりまして、総延長は884.848キロメートルということになります。以上でご

ざいます。

委員長 委員から質問ありますか。

中村努委員 広丘駅南土地区画整理事業に伴う路線の3,505、地図で言うと一番右上の部分ですけど、これは既存の市道とつながったということで良いのですか。

都市づくり課長 3,505につきましては、既存の市道と結ばれております。

太田茂実委員 今の所の3,506、3,507に接している既存の道路は、拡幅してあるのですか。

建設課長 区画整理事業の施工によって拡幅済みです。既存の市道なものですから、既に認定されていたところを、区画整理事業によって予算を出して拡幅しました。

太田茂実委員 関連してですが、以前から私は申し上げていますが、これから今度、この認定道路からまっすぐ北へ向かっていく既存の道路、これが非常に狭隘であるし、何かあったときには大変なことになるのではないかなど。要するに迷路だらけです。だから、そういった点、車のすれ違いもできないし、そういった点はどう考えているのですか。

都市づくり課長 太田委員のおっしゃいました今の市道でございますけれど、この民間開発された区域の一番メインとなる道路でございます。現状付近が狭いということで、かねがね議員さんからも対応をとというようなお言葉をいただいている路線であります。先般も、広丘地区におけるまちづくり懇談会をする中で、こういう道路について、住宅が張り付いている中でなかなか対応が進まない部分がありますけれど、今後、地域の皆さんと協力する中で環境の整備を図っていこうということで、これは市だけでできる問題ではございませんものですから、地区とも御相談する中で、改善すべき所を建て替えに伴いまして、そういうような対応を1つの手法として考えていかなければならないかなというように考えております。以上です。

太田茂実委員 今すぐ拡幅したほうがということではなくて、要するに、今、防災のことについて非常に議論が迫ってきているわけです。この20年か30年以内に牛伏寺断層を震源とするマグニチュードコンマ8が発生するのではないかなというようなことが言われているときに、地区懇談会も良いけれど、行政としてこれを今、拡幅するのではなくて、都市計画によって6メートルにするならするという線ぐらい引けるぐらいの勇気と決断がなければ、私は、いつまで経っても改良されないと思うのです。だから、せめてそうしたことが行政の仕事であって、住民の同意が得られないとかいう問題ではなくて、何かあったときには行政の責任が問われてしまう。大門七区もそうです。既存の道路で、ただ中心から2メートル後退すれば家が建たると、そういう計算ではなくて、そういうことを行政として手を打っておかなければいけない。何かあったときには、それこそものすごいことになりますよ。そういうふうに私はいつも感じているのです。だから、ぜひその点は、将来の見込み等ありましたら教えてください。

建設事業部長 今、議員からお話をいただいているという意味は、別にここだけではなくて、市内何か所かあるということは、私どもも承知をしております。ただ、そういう部分の所も1つの整備の手順とすれば、やはり、そこにお住まいの皆さん方から協力をいただかなければ、事業としては進まないという部分が一番大きな部分でもありますので。今回も、都市マスの地区別の構想等という1つのきっかけもございまして、そういう中で働きかけ、提案等もさせてきていただいているところでございます。そういう中では、やはり、どうしても少し時間はかかりますが、市とすれば整備をしたいという気持ちの部分は十分ありますけれど、やはり、地元の、一番は

そこにお住まいの皆さんの御同意をいただければ進められないということもございますので、そんな観点からいろいろ相談をさせていただきたいということで了解をいただいている部分でございますので、ぜひその点は御理解をいただきたいというふうに思います。

太田茂実委員 御理解は良いけれど、何か行政としてしておかないと、何かあったときには、どうしても行政責任を問われると、こういうことを私は言っているので、部長がそういうお考えならそれでいいです。

白木俊嗣委員 私も先日、代表質問でしたけれど、そんな御協力だ何だと言っていないで、この中に塩尻市の都市づくりで道路を1本、この図面の中に落として、それに係るものは、あそこにはだいぶ空地があるので、建替えするとかいろいろな問題が出たときには、強制的指導で買収していくような方法でもとらなければ、地元の協力だ何だと言っても進みませんよ。正直言って、これをやると言ったのは、塩原さんの親父のときからです。もう何年になると思いますか。もう40年ですよ。だから、土木の皆さんは、ただ地元の御協力だ何だと言っているだけで、取り組む姿勢が全然ない。そうではないですか。だから、私は、この中に道路を、南北でも、1本でも2本でも、この図面の中に落として、それで、建てかえだ何だというときには、市が強制的に買収していくような方法でもとらなければ、絶対できませんよ。そのくらいの覇気をもってやってもらわなければ。ただ地元の説明したなどと言っても、絶対地元は簡単に返事にはなりませんよ。選挙をしてみればわかるけれど、どこへ出て行くかわからないですよ。特にひどいのは、ここと郷原街道を挟んだ向こう。全部原新田だ。だから、これは笑い事ではなく、本当に地元の議員とも相談する中で、図面の中へ道路を落として、建てかえの場合には市が一方的に買収していくような方法でもとらなければ、絶対できませんよ。さもなければ、大きな災害があったときには、行政責任ですよ、これは。それだけ。

委員長 答弁ありますか。

白木俊嗣委員 答弁なんていらない、意見だけは言っておかなければ。

委員長 ほかに意見はありますか。

なければ、議案第10号市道路線の認定につきましては、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時05分 再開

委員長 それでは始めます。前回のことについてですが、改正の内容の説明をお願いしたいと思います。

建築住宅課長 その前に、先ほどの所得の関係の20万円、特公賃の20万円以上が月収か、年収かという御質問がありまして、その答弁をしたいと思いますが、よろしいですか。それにつきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、施行規則の中で、定義として、所得というものは入居者及び同居者の過去1年間における所得の合計を1.2で除した額をいうということで、定義付けられておりますので、月収ということになります。

それと、今お配りした資料の。まず、改正概要の説明ということで、1番につきましては、表の中で見てもら

えば一番わかるかと思えますけれど、現行が20万円以下だったものが15万8,000円以下、裁量階層につきましては26万8,000円以下が21万4,000円以下。すみません、高額所得者につきまして、39万7,000円以下ではなくて、以上ですので、ここは以上にしておいていただきたいと思えますけれど、改正後のほうも月収31万3,000円以上ということをお願いいたします。

2の家賃制度の見直しの表でございますけれど、左側に現行、右側に改正後ということで、収入分位のほうは1分位から8分位まで変わりございませんし、パーセントもそういうことで変わりございませんけれど、政令月収がこのように変わっておりまして、例えば、現行で第1分位が政令月収が0から12万3,000円が、新しい政令月収では第1分位と第2分位になっているということで、先ほど7割ぐらいの方は家賃が上がらないということですが、それにつきましては、家賃算定基礎額が現行は3万7,100円が、新しい改正後は3万4,400円というようなことで、これで、家賃は上がらないということでございます。それから、その表の第4分位の下に二重線がありますけれど、そこまでが本来入居者ということで、そこから下の第8分位までが本来入居者の収入超過者ということになっております。それから特公賃のほうは、第5分位から48万7,000円まで、第8分位を超えて48万7,000円までが入居資格があるということでございます。

次のページでございますけれど、裏側でございますけれど、(2)の規模係数の見直し。これにつきましては、その四角の下に参考ということで、市営住宅家賃の算定方式ということを書いておりますけれど、これが市営住宅の家賃の算定方式で、その中に、真ん中あたりに規模係数とあります。これは、床面積の合計を今までは70平方メートルで割っていたのですけれど、改正後は65平方メートルで割るということで、今回の改正につきましては、家賃算定基礎額と規模係数が変わってございます。

それから、経過措置につきましては、5年間で新制度にするということで、新しい家賃から古い家賃、この古い家賃は平成21年3月31日で固定して計算するわけですが、新しい家賃から旧家賃を引いたものに先ほどの調整率を掛けまして、それに旧家賃を足したものが激変緩和措置の家賃ということになっております。以上でございます。

太田茂実委員 入居者の調査というものはしているわけですか、毎月。

建築住宅課長 毎年、入居している方には、いずれにしても家賃算定は毎年やらなければいけないものですが、収入申告というものを出示していただきまして、その中で家族構成とか、家族の所得とか、そういうものは把握しております。

太田茂実委員 家族構成は、全部正しく出ているのですか。なぜかと言うと、例えば年金で入っている人ですね。そこに若い人が住んでいる。という場合には、その人の所得だとか家族構成がわからないと、把握できないではないですか。そうすると、実際には所得があるにもかかわらず、低所得の人の名義で入っている。そういうことがある。だから、家族調査はどうしているかなということですが。

建築住宅課長 先ほども申し上げましたように、毎年収入申告を出していただきまして、その中で、税のほうの課税対象のほうともチェックしまして、把握しておりますので、そういう形でしっかり把握しているということとであります。

委員長 ほかにありますか。なければ次に進みます。

議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)

委員長 議案第11号に入ります。平成20年度塩尻市一般会計補正予算中、建設事業部関係の歳出8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

建設課長 それでは、議案第11号の47、48ページをお願いいたします。第8款土木費2項の道路橋梁費から説明させていただきます。そのうち、3目の道路新設改良費でございますけれど、2,207万円余を減額いたしました。道路改良事業費の総額を6億1,993万円とするものでございます。理由の1つでございますけれど、左ページの財源内訳に国庫支出金709万5,000円が減額になっておりますけれど、これは国からの臨時交付金を内示に対応する歳出を減額しております。臨時交付金事業で奈良井で現在、川岸線マキヤ橋の橋梁改造を進めております。工事補償費あわせまして現行2億4,000万円余の予算を1,290万円減額とすることになります。このほかの減額でございますけれど、起債の事業で進めております地方特定道路事業の当年度分が確定したものでございます。地方特定道路事業では、平成20年11月に市道堰西えびの子線上田川橋、これが竣工いたしました。そのほか、塩尻北部公園の進入道路の用地取得、それから、広丘東通線、都市計画道路でございますけれど、エプソンの付近と吉田の祝殿付近の改良2カ所を実施してございます。その中で、吉田の祝殿は、ようやく地権者が153人おりましたけれど、協議が整いまして年度内には工事を終了できる見通しになっております。

それから、財務内訳で起債の減額がございます。1,540万円ほどありますけれど、これは、市道川岸線改良の過疎債の減額と地方特定道路事業での減額をあわせてございます。

その下、5目の街なみ環境整備事業費でございます。これは、当年度事業分の確定によるものでございます。補助事業分はすべて消化いたしまして、単独事業費で計上してございましたものが、このとおり確定いたしまして減額したものです。以上が道路橋梁費でございます。

広丘駅整備推進室長 それでは、49、50ページをお願いしたいと思います。都市計画費の街路事業費でございます。広丘駅整備に関するものであります。5,045万3,000円を増額いたしまして、3億9,492万1,000円とするものでございます。50ページをお願いします。広丘駅周辺整備事業費5,000万円を増額するものでございます。これは、国の第2次経済対策事業の街路事業として5,000万円の追加補助を受けて行うものでございます。それに伴いまして、測量設計調査委託料111万円です。これは、今まで買ってきたJRの土地がございまして、JRから境界の確定とくいを入れなさいと、それから確定図をJRに提出しなさいという通知が来たものですから、測量を行うものでございます。

その下に広場整備工事1億1,391万4,000円を増額するものでございます。これにつきましては、その下にございますのでそちらで説明しますが、用地取得費を599万4,000円減額、それから、支障物件移転補償費を5,903万円減額するものでございます。今の状況は、今年3件残っているわけございまして、1件は契約をいたしました。もう1件は、当時話を進めた方が急にお亡くなりになりまして、相続関係を今やっていただきまして、相続登記が済み次第、契約という段階になっております。残り1件につきましてはなかなか難しいわけでございますが、今まで前任者からの努力もありまして、この11月中旬と先月再度確認いたしまして、やっと用地の物件の同意が得られました。物件の補償の、家の中に入って物件を調べるという同意ができましたので、それをやったにしても今年の予算ではとても取り壊しができないということになりますので、この件

に関して用地取得費、支障物件移転補償費を工事費に回すものでございます。また、国から付いてきました5,000万円につきましては、東口の整備を行うものでございます。あわせて西口につきましても、工事を発注いたしまして、西口の整備にも着手してまいります。

その下の段、広丘駅東西自由通路等維持管理諸経費でございます。45万3,000円を増額するものでございます。これにつきましては、現予算を消化していくにはどうしても足りなくなるものですから、電力使用料、上下水道使用料、電話料、その下の方を精査いたしまして45万3,000円を増額するものでございます。

もう一つ、書いてございませんが、議員の皆さん方から広丘駅の待合所ということで、なかなか寒くていけないというようなことであったわけでございますが、JRに要望いたしまして先月の19日から上下線の所に冷暖房完備の待合所が完成しまして、供用しておりますので御報告いたします。以上でございます。

建設課長 続いて5目のまちづくり交付金事業費でございます。塩尻駅周辺地区の減額補正でございます。全体事業費は当初予算のままでございますが、節を組み替えるものでございます。この事業のメインの事業であります高校北通線の関係で、工事の入札差金がいぶ生じてきています。今年の6月に契約締結いただいた入札67パーセントがございましたけれど、できるだけこの路線の整備を優先してまいりましたが、残り5,363万円ほどを都市計画道路の西通線の用地補償費に振り替えたいものでございます。左側に財務内訳、地方債と一般財源に行き来がございますけれど、これは、高校北での充当率75パーセント、それから西通線では合併特例債が適用になりますので95パーセントの分になります。このまちづくり交付金事業は当初予定した工事7カ所終了しております。あと、追加分で高校北通線の歩道タラップのロードヒーティング、これを追加です。以上で、都市計画費の補正の説明を終わります。

委員長 では、質疑を行います。委員から質問ありますか。ありませんか。

それでは、議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算の建設事業部関係の質疑を終了いたします。なお、すべての議案終了後に、一括して採決と討論は行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、建設事業部関係の質疑を終了いたします。

続いて水道事業部関係の審議に入りますが、よろしいですか。職員の入れ替えがありますので、休憩しますか。5分間休憩です。

午後 3時22分 休憩

午後 3時27分 再開

委員長 それでは、水道事業部の関係を審議いたします。

水道事業部の審議に入る前に、人事異動はありましたでしょうか。ありましたらその紹介をお願いしたいと思います。

〔自己紹介〕

議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)

委員長 それでは、議案第11号に入ります。平成20年度塩尻市一般会計補正予算中、水道事業部関係の歳出4款衛生費2項清掃費について審議を行います。説明を求めます。

下水道課長 平成20年度塩尻市一般会計補正予算議案第11号の36ページを御覧いただきたいと思いますが、4款衛生費2項清掃費1目し尿処理費の関係に伴いまして、職員給与の関係につきましては、これは人事課の指示の関係でございます。一番下の燃料費、これにつきましては原油価格の高騰による燃料単価の上昇による、当初予算は見込みのため、補正をお願いするものでございますので、よろしくをお願いするものであります。以上です。

委員長 何か質問ありますか。なければ、この議案11号につきましては、原案どおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 続いて、議案第14号に移ります。議案第14号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

上水道課長 議案第14号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)について説明をいたします。まず、業務の予定量、第2条でございますが、主な建設事業のうち、今回補正をお願いします各事業等につきましては、工事が完了したことによる事業額の補正、工事施工の変更、終期の工事施工等に伴う補正など、それぞれ補正をお願いするものです。なお、詳細につきましては後ほど明細書を用いて説明をいたします。

次に第3条、収益的収入及び支出についてであります。まず、収入でございますけれど、退職職員がふえたことによりまして、退職給与引当金を取り崩し、退職給与引当金に戻し入れ費として794万2,000円の補正増額をお願いするもので、水道事業収益としましては15億3,127万1,000円となります。次に支出ですが、営業費用につきましては、人事異動によります給料手当等補正のほか、退職給与金の補正、委託料の確定による事業額の補正等によるものでございまして、総額で261万5,000円の補正増額をお願いいたします。また、営業外費用につきましては、納税すべき消費税額117万円の補正増額をお願いするものでございます。水道事業費用としましては、15億7,793万2,000円となります。

次に2ページになりますけれど、第4条資本的収入及び支出についてであります。まず収入につきましては、建設工事負担金としまして広丘駅南土地区画整理事業関連の工事が完了したことによります負担金額の確定と、新規に下水道事業関連といたしまして工事が追加されたことによります、あわせて8万8,000円の減額補正をお願いし、資本的収入としましては1億8,579万円となります。次に支出ですが、建設改良費につきましては、工事が完了したことによります事業額の補正、工事施工箇所の変更、新規の工事施工等に伴い補正をお願いするもので、また、人事異動等に伴う給料、手当等々の補正とあわせまして2,583万2,000円の減額補正となりまして、資本的支出としましては6億5,425万1,000円をお願いするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する4億6,846万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億5,489万9,000円、当年度分の損益勘定留保資金357万7,000円、それと、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支の調整額998万5,000円を充当いたします。

次に第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれど、これは中央公営企業

法施行令第18条第3項の規定によるもので、対象としましては職員給与となりまして、本補正によります給料手当等々の給料、手当、あるいは退職給与金等を補正したことにより216万6,000円を計上いたしました。

次に11ページ、補正予算(第2号)説明資料の明細書をお願いいたします。3条予算の収益的収入及び支出におきます収入について説明をいたします。款水道事業収益、項営業外収益のうち、5目の引当金戻入益の退職給与引当金戻入益についてであります。上水道事業に係りました退職職員の増員による補正増額でございます。当初5人を予定し1,800万5,000円を計上してございましたけれども、新たに1人増となったことと、平成19年度急遽退職をいたしました職員1人分、計2人分を追加するもので794万2,000円の補正増額をお願いするものでございます。なお、退職給与引当金を取り崩し、退職給与引当金戻入益としまして水道事業収益としたものでございまして、これによりまして水道事業収益の補正額は794万2,000円の増額となりまして、15億3,127万2,000円をお願いするものであります。

次に12、13ページをお願いいたします。収益的収入及び支出におきます支出について説明をいたします。款水道事業費、項営業費用のうち、それぞれの目におきます給料、手当、法定福利、退職給与引当金等は、先ほど来話に出ております本年度の人事異動等に伴うもので、補正をさせていただきました。そのほか、1目の原水及び浄水費の動力費につきましては、浄水施設等の稼動に係る電気料でございまして、中部電力の燃料費調整制度によります燃料費の調整単価が上乘せされることになりまして、136万円の補正をお願いするものでございます。次に2目の配水及び給水費の委託料につきましては、水道施設管路図補正及び管路図作成業務が完了したことによりまして不要額127万円を減額するものでございます。次に4目の総係費の退職給与金は13ページとなりますけれども、浄水場事業に係りました退職職員の増員により、7人となったため、794万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に2項の営業外費用、2目の消費税についてでございますが、この消費税につきましては、料金収入等によります借受消費税額と工事の発注等に伴います仮払消費税額の差額を事業活動に係る消費税といたしまして計上しているものでございます。今回の補正の理由といたしましては、配水管改良費等におきまして、後ほど説明させていただきますけれども、国道19号線の拡幅関連、あるいは広丘駅南土地区画整理事業関連の工事請負費が減額になったことに伴いまして、仮払消費税額が減額となり、借受消費税額との差額が増額したことにより117万円の増額をお願いするものでございます。以上によりまして、水道事業の費用の補正額は、合計で378万5,000円の増額となりまして、費用といたしましては15億7,793万2,000円をお願いするものでございます。

また、今、説明をさせていただきました3条予算は、損益計算書の作成と一貫性をもちまして作成されていることによりまして、引き続き8ページの平成20年度塩尻市水道事業予定損益計算書をお願いいたします。今回の補正によりまして、予定損益計算書のうち2番の営業費用、このうちの(1)の原水及び浄水費、(2)の配水及び給水費、(4)の業務費、(5)の総係費をそれぞれ補正をさせていただきました。営業費用の合計は、こちらのほうは税抜きで表示してございますものですから、税抜き補正額といたしまして260万9,000円の増額で、営業費用の合計は13億2,342万1,000円となります。また、営業収益から営業費用を引きました営業利益は、営業費用が増額になったということで260万9,000円の減額で、9,913万9,000

円となります。

次に、営業外収益の(4)の引当金戻入益につきましては、退職給与引当金戻入益の補正額794万2,000円の増額で、2,594万7,000円となりまして、営業外収益は3,908万8,000円となります。営業外費用につきましては、消費税の補正のみでございまして、補正がないことから、営業外収益と営業外費用の収支は794万2,000円改善されまして、マイナス1億5,257万2,000円となります。そういったしまして、経常損失のほうは533万3,000円減額されまして、5,343万3,000円となります。また、5番の特別利益、6番の特別損失につきましては、今回補正がないことから、当年度の純損失は533万3,000円圧縮されまして、5,664万5,000円となります。前年度の繰越欠損金を含めた当年度の未処分欠損金は8,731万1,000円を予定しています。

また、次に14ページへお戻りいただきたいと思います。4条予算、資本的収入及び支出におきます収入について説明をさせていただきます。款資本的収入、項負担金のうち、2目の建設工事負担金におきます配水管布設替工事の負担金についてでございますが、こちらのほうは先ほど来お話をさせていただいているとおり、広丘駅南土地区画整理事業の関連工事が完了し、工事費及び事務費が確定したことにより、542万1,000円の減額補正をお願いし、また、新規に広丘野村地内で下水道管工事によりまして、野村八幡池付近におきまして汚水支線工事を施工することになりまして、これに伴い工事費、事務費で533万円の増額補正をお願いするものです。したがって、建設工事負担金としましては、あわせて8万8,000円の減額となり、予定額を5,895万1,000円を計上させていただきました。以上によりまして、4条予算の資本的収入は8万8,000円を減額し、予定額1億8,579万円をお願いするものでございます。

次に。

委員長 簡潔にお願いします。

上水道課長 15ページ。すみません、長くなりまして。資本的収入及び支出におきます支出について御説明を申し上げます。各目におきます給料、手当等につきましては人事異動によるものでございます。2目の配水管改良費の工事請負費の関係でございますが、こちらにつきましては、国道19号線の拡幅関連の改良工事につきましては、国交省のほうとも地権者等との調整によりましてエプソン広丘事業所の沿線部におきましては、地下水に影響が出るということを危惧いたしまして、下水道の事業を見送ることになりました。これにあわせて、配水管改良工事の一部施工を見送りをしたことによりまして、1,970万円の補正減額をするものでございますし、広丘駅南土地区画整理事業関連では、上水道課独自で対応いたしました配水管の増口径分、あるいは石綿管の解消部分の工事が完了したことにより、不要額となりました170万円を減額補正するものであります。あわせて工事請負費は2,140万円の減額補正をお願いするものです。

そのほかに、こちらのほうに負担金がございますが、こちらは同時施工の負担金ということで下水道工事等との同時施工に伴いまして、土工費等の割増の部分について支出してまいりました補正についても先ほどと同様に、国道19号線の関連、あるいは広丘駅南土地区画整理事業の関連で384万円の減額をお願いするものです。

次に3目の改良費、工事請負費についてでございますけれども、こちらのほうにつきましては、新規に下水道課で施工いたします広丘野村八幡池付近の汚水支線工事に伴う下水の敷設替工事に係る工事請負費ということで500万円を増額させていただきます。次に、4目の建設費の工事請負費についてでございますけれども、こちらの

ほうは広丘駅南土地区画整理事業に係る配水管工事でありまして、完了したことにより不要額508万2,000円の減額補正をするものでございます。以上によりまして、資本的支出の補正額はあわせて2,583万2,000円の減額補正となりまして、予定額は6億5,425万1,000円をお願いするものでございます。

次に9、10ページをお願いいたします。9、10ページは本補正によります平成20年度の水道事業予定貸借対照表になります。今回の補正によりましては、まず、資産の部の1の固定資産、(1)の有形固定資産のうち、八の構築物のほうが、補正をすることによりまして201億6,200万2,829円となります。それから減価償却の累計額を控除した資産価格が139億2,997万4,179円となります。補正にかかわる部分は構築物の部分だけでございまして、有形固定資産の合計はここにありまして、156億807万2,567円となります。また、無形固定資産の補正がないことから、固定資産の合計は156億3,816万3,825円となります。次に2の流動資産の(1)の現金預金につきましては、今回の補正によりまして支払資金が減額されることによりまして9億7,930万386円となります。流動資産の合計は10億4,074万8,495円となりまして、固定資産と流動資産、繰延勘定をあわせました資産の合計は総体で169万6,948円の減額となり、166億9,068万2,320円となります。

次に負債の部でございます。4番の固定負債(1)引当金のイの退職給与引当金につきましては、先ほど退職給与引当金戻入益ということで794万2,000円を取り崩します。また、人事異動によりまして退職給与引当金19万4,000円を減額補正したことによりまして、1,921万5,573円となります。固定負債の合計も、あわせまして813万6,000円の減額となり、1億6,472万7,315円となります。次に、5の流動負債(1)の未払い金は、今回の補正によります未払い金は3条予算では116万8,000円、4条予算では6,000円の増額でございまして、5,838万4,853円となり、流動負債の合計は6,276万1,216円でございます。また、固定負債と流動負債をあわせました負債の合計は、696万1,758円が減額となりまして、2億2,748万8,531円となります。

次に、資本の部の7番(1)の資本剰余金のうちのホの建設工事負担金につきましては、補正額8万8,000円のうち、税抜き補正額として6万7,952円の減額となります。したがって、58億8,989万2,443円となり、資本剰余金の合計は88億4,961万9,369円となります。(2)の利益剰余金の当年度未処理欠損金につきましては、先ほどの損益計算書より欠損金が減額になったことから、8,731万1,873円となりまして、利益剰余金の合計は1億8,725万8,582円となり、資本の合計はトータルで526万4,810円の増で、164億6,319万3,789円となり、負債資本の合計は、増減で169万2,948円の減額となり166億9,068万2,320円でございます。以上でございます。

委員長 委員から質問ありますか。

太田茂実委員 詳細に説明してもらったのだけれど、区画整理事業で540万円ほどの減額の内容を聞かせてください。

上水道課長 担当係長のほうから説明いたします。

工務係長 減額になった理由につきましては、仮配管の施工に伴う減額と、土地整理事業内の路線の変更等に係る減額でございます。以上です。

太田茂実委員 そうすると、例えば送水管が短くなったとか、そういうことなのですか。それで、そういうも

のを今度はまた八幡池の近くへ振り向けるという、簡単にそういうことができるのですかね。

上水道課長 区画整理事業関連につきましては、ここで事業完了したことで完結しております。また、新たに、今度は下水道課の依頼に基づきまして八幡池付近で汚水支線工事が行われます。それに伴いまして配水管の敷設替工事を行うというものでございます。ですから、それに代わってという形ではございません。区画整理事業関連につきましては、それで終了をさせているということで御理解をいただきたいと思います。

永井泰仁委員 セイコーエプソンの関係のところ、地下水をどうするかというような問題があったが、あれは構造的には深井戸か浅井戸の上を補強して、全然触らないかという問題と、それから、水道のほうとしてはその部分を取り止めになって、何か給水計画上で支障が出てきているか、別がないのか、その辺を少し説明してください。

上水道課長 まず、配水計画、配水網を造るという、配水管などを造るという観点から申しますと、本来30メートルで拡幅された高規格道路の部分については、両側に配水管が入っていることが、敷設させていただくことが望ましいと考えておりますが、ただ、そういう事情もあるということで、今回、一部は先送りすると、まあ、取り止めるというような形で。入れられる部分につきましては、今年度の予算の中で、場所的には野村交差点付近及び今、豊島屋さん、ガソリンスタンドがある付近でございますが、そちらのほうは予定通り敷設工事をいたします。管路網という形につきましては、幸いなことに市道部分のほうに配水管等がまだ入っておりますので、そちらのほうの対応で十分、全体の管路網整備としましては対応できるものという具合に考えております。

永井泰仁委員 もう1点、地下水云々ということであったけれど、セイコーエプソンとは完全に話がついたわけですか。

上水道課長 まことに申し訳ございません。直接的に私どもはその話を担当しておりませんものですから、詳細は述べられませんが、やはり、地下水脈に相当影響があるだろうということが予想される、それを非常に苦しんでいる中で、今回、私どもより深くなります下水道工事のほうも取りやめたというような経過の中で、そういうことであれば、私どもも予定を外したということで、詳細については進めていないので、申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

建設事業部長 今、国道の工事との関連の部分の話だと思いますので、一応私どもも立ち会っております。エプソンと井戸の関係の部分につきましては、工事期間中、何かあった場合にはということは、今現在協定を結びまして、注視しながらやっていこうというふうになっております。その後の部分につきましては、まだ、詳細部分が詰まっていない部分がありますが、それは影響がないだろうという範囲の中で、今、仕事を進めておりますので、工事をやっている中で何らかのものがあれば、また新たにそういった協議が必要になってこようかとは思っています。現在はそういうことで、影響すると思われる工事、今言った上水、下水についても、工区は外しているということで、工事のほうは着手しておりますのでお願いします。

水道事業部長 事務局は建設ということで総体的にやっておりますけれど、一番問題になるのは上水と下水でございます。今のエネオスと言ったほうが良いか、要するに広丘研からすし屋さんの間の関係、あの区間ですね。あの区間が非常に問題でして、今そこにうちのほうの雨水が700ミリの雨水管と水道管を入れるということになりますと、掘削深度が約1メートル20ですね。そうしますと、浅井戸が5メートルのほうからとってくるのですね。あれは今のJRのほうから出てくる水がエプソンのほうへ来まして、浅井戸で5メートルの部分か

ら1日約780トンぐらい、ものすごい量をとっているわけです。ですので、その補償を水道事業部にしろということですので、この際、エプソンには200ミリが行っておりますので、水道管は。今後の給水事業にも影響ないという形になりますと、下水道管も数軒の家が問題があるということですので、それは西側に入れて対応するという処置をとりまして、エプソン側の歩道5メートルの中にはいっさい、上水道、下水道施設は入れないということにさせていただきます、実は法外な補償の確約をしろということですので、弱小企業でございますのでそれは回避したということで、今回そういう予算変更が出ているということで、あわせてそういうことでございますので、御報告申し上げます。

委員長 ほかにありますか。なければ議案第14号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第15号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 それでは次に移ります。議案第15号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算について、を議題といたします。説明を求めます。ポイントのみ、簡潔にお願いいたします。

下水道課長 議案関係資料の議案第15号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明させていただきます。第2条の業務の予定量につきましては、公共下水道事業が1,152万5,000円の減額になりまして、5億6,301万7,000円でございます。特定環境保全公共下水道事業につきましては382万7,000円の減で1億3,026万4,000円でございます。それにつきましては、事業費の確定が主な内容でございます。

3条の収益的支出につきましては、下水道事業費用につきましては、補正額1,262万7,000円につきましては人件費が主な内容でございます。トータルで23億5,355万7,000円でございます。第4条の資本的収入及び支出につきましては、次の2ページでございますが、収入の関係で資本的収入でございますが、補正予定額につきましては2,184万6,000円減額しまして24億2,345万円でございます。それにつきましては、事業費の追加と事業費の確定に伴います減でございます。支出につきましては、建設改良費ということで1,535万2,000円の減額でございます、33億4,927万円でございます。

次に、詳細につきまして御説明させていただきたいと思っておりますので、11ページをお願いしたいと思います。11ページのはじめですが、3条の関係の収益的収入及び支出の支出につきましては明細でございますが、営業費用につきましては人件費等が主な内容でございます。次の営業外費用につきましては消費税の関係での補正額でございます。以上でございます。

次に、13、14ページの4条関係でございますが、31の資本的収入の企業債でございますが、2,800万円の減で、20億40万円でございますが、これにつきましては、下水道事業の関係に伴うものが主なものでございます。負担金につきましては、建設工事負担金につきましては、先ほど上水道課長から御説明がありました国道19号の関係での減額でございます。補助金につきましては、1,000万円の補助金の増でございますが、

これにつきましては、奈良井川右岸5号幹線につきましては、歯科大の坂を上がって来るところでございますが、これにつきましては既設のボックスと繋ぐということで、第2次補正予算で国のほうで要望が認められたものですからお願いするものでございます。

次に、14ページの資本的支出の建設改良費の関係でございますが、公共下水道事業管渠施設費の関係につきまして、委託料の1,739万円につきましては、非常用発電機ポンプの関係につきまして、マンホールポンプの非常用発電機、停電時に対応するための発電機と、平成20年度の今年より国のほうで創設されました下水道課の地方事業化支援制度に基づきまして、これにつきましてお願いするものでございまして、この計画につきまして1,580万円でございます。主な内容につきましては、既設の管路につきまして再点検をいたしまして、本来50年もつところを、向こう100年計画ということで、いけない所は直しておこうということで、このデータベース化をしているところございまして、これにつきましての委託料ということで1,739万円のお願いでございます。工事請負費につきましては、雨水渠工事、奈良井川右岸5号の関係と、既設の私どもの持っている工事の関係での出し入れございまして、271万円の増額をお願いするものであります。

次の市単公共下水道事業につきましては、国道19号関連の工事費につきましての減が主な内容でございます。次の槽川処理場建設費につきましては、電話線の移転補償17万3,000円をお願いするものでございまして、7目の市単特定環境保全公共下水道事業管渠施設費につきましては、事業費確定に伴いまして400万円の減額でございます。

恐縮でございますが、また戻っていただきまして8ページでございますが、3条に係ります損益計算書の関係でございますが、下から3行目でございますが、当年度純利益、これは補正の関係につきましての994万2,000円の利益ということでございます、3条関係です。前年度の繰越欠損金が6億円ほどございまして、未処理欠損金につきましては5億9,600万円余ということでございますし、次のページをめくっていただきまして、9、10ページにつきましては貸借対照表の関係でございますが、それぞれ資産の合計につきましては、492億5,700万円余と、負債資本の関係につきましては、それぞれ9億7,600万円余で、資本の合計が482億8,000万円余ということでございまして、トータルで492億5,700万円余となるものでございます。以上でございますので、よろしく御審査をお願いするものであります。私からは以上でございます。

委員長 それでは、質問ありますか。

白木俊嗣委員 14ページの、これは電話線の移転補償費ですか。

浄化センター所長 これにつきましては、槽川の増設工事をやりましたけれど、電話線が障害となって、それを移転するものでございます。

白木俊嗣委員 そういうものは、わざわざ払わなければいけないのですか。

浄化センター所長 一応、うちのデータのな電話回線ですので、うちのものの電話線ということでお願いするものでございます。

委員長 よろしいですか。そのほかにはありませんね。では、議案第15号につきましては原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

委員長 次に進みます。議案第16号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 よろしく申し上げます。議案第16号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について、御説明をさせていただきます。第2条の収益的支出でございますが、支出につきましては、補正額は226万1,000円をお願いするものでございまして、トータルで3億5,927万1,000円でございます。

恐縮でございますが、ページをめくっていただきまして、8ページの関係でございますが、浄化センターの関係につきまして藤森所長のほうから御説明させていただきます。

浄化センター所長 8ページの浄化センター費でございますけれど、委託料につきましては、マイナス102万6,000円ということで、これについては農集の管理委託が確定したと、事業の確定ということで減額でございます。それと、21節の修繕費でございますけれど、340万円の補正をお願いするものでございまして、これにつきましては、今年7月26日ですか、東地区を中心に雷の被害が結構ありましたけれど、その後、農集の施設を点検しまして、いわゆるブレーカー、主管、操作電源のそれぞれのブレーカーがありますけれど、そのブレーカーのオン、オフによっていわゆる発報装置が行かないようなものがありましたので、その盤の配線等の改造をお願いするものでございます。それと、消費税につきましては、マイナス11万3,000円ということで、これらの工事によりまして借受け、仮払いの消費税の届出する額でございます。以上でございます。

下水道課長 恐縮でございますが5ページに戻っていただきまして、下から3行目でございますが、当年度純損失が7,335万5,000円、前年度繰越欠損金が6,388万6,000円ということで、当年度未処理欠損金としましては1億3,724万1,000円でございます。

次の6、7ページでございますが、4条関係につきましては、資産の合計が92億6,600万円余ということでございまして、負債資本の合計につきましても同額の92億6,600万円余ということでございますので、よろしく御審査をお願いするものであります。

委員長 委員から意見ございますか。

白木俊嗣委員 以前に下水で、汲み上げ式のもの。汲み上げで上げる場合に、雷がくれば、どうのという説明をしたことがあると思うのだが。ポンプで。

下水道課長 今の御質問の内容ですが、マンホールポンプの。

白木俊嗣委員 そうです。雷が来ると、動かなくなるというような話があったのだけれど、このくらい雷が多くなると、そういう心配はないのですか。

下水道課長 そうということがございますものですから、主要なマンホールポンプにつきましては、無停電の、もし停電になった場合につきましては、非常用発電機をつけさせていただきますし、異常な発報装置につきましても、委託会社がこちらのほうへ駆けつけるようになっておりまして、万全を期たさせていただいているということで、現実的に発電機につきましては、無停電の発電機をつけさせていただいているというような実態でございます。

白木俊嗣委員 そうすると、今回の340万円というものは、それとは全然別なのですね。

浄化センター長 これにつきましては、農集の浄化センターの、市内に9カ所ありますけれど、それらの盤の改造と言うとおかしいのですけれど、両方ブレーカーが2つずつありますけれど、2つのブレーカーがバシャンと落ちてしまうと、発報装置にバッテリーがありますもので、いわゆる飛んで行くのですけれど、どちらかがオン、オフ、入っている場合と切れている場合がありますけれど、その場合について、いわゆる発報装置へ発報が行かないというようなことだったのです。今度は、ここで340万円を掛けて一応、盤の対応をして、そういう発報がないような形に、発報があるような形をとりたいということです。

白木俊嗣委員 以前から、そういう問題は想定できなかったのですか。

浄化センター所長 これについては、どちらかが入っていて、どちらかが切れているというような場合はめったにないということで、1回雷が入ってしまうと、2つ同時にバシャンと切れるということは、しょっちゅうと言うか、雷が入ればそういうことがあるのですけれど、どちらかが入って、どちらかが切れている場合については、めったにないというようなことで、今回、そういうことを発見いたしましたので、ここで改造したいということでございます。

永井泰仁委員 関連で、7月にそういうような落雷の関係があって、9月議会ではなくて、どうしても12月の補正でやらなければいけないという判断は。

浄化センター所長 先ほど申したとおり。7月26日にありまして、その後、調査と言うとおかしいですが、委託の管理会社も含めて、何か不都合はないかというような調査をしまして、その調査期間がかかったというので、終わったのが8月の終わり頃でしたか。9月の補正には少し間に合わなかったものですから、ここでお願いするものでございます。

森川雄三委員 管理委託料の関係ですが、減額102万6,000円ということなののですけれど、一応委託料が決定というようなお話だったが、これは、3月へ行っても、改めて補正でまたふえるとか、減額になるとか、そういうことはあり得ないですか。これで、決まりですか。

浄化センター所長 これについては、4月ですか、管理委託業者に指名入札にかけまして、入札にかけまして1年間の契約を結びますので、そこで一応1年間の管理委託料というものは決まってくるもので、そこで、減額確定というような形になります。

森川雄三委員 では、ないということですね。

浄化センター所長 はい。

太田茂実委員 平成23年度が負債の償還のピークというように言われているのだが、トータルで下水に関しては305億9,000万円というところで良いわけですか。

下水道課長 負債につきまして、残債でございますが、下水道事業会計につきましては、恐縮でございますが、先ほどの貸借対照表の中でご覧いただきました補正につきましてこの中に企業債ということで266億円ということでございます。

太田茂実委員 農集も含めてですね。

下水道課長 はい、そういうことでございます。

委員長 原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 議案第16号につきましては、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

**陳情平成20年12月第6号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と
外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める陳情**

委員長 それでは、陳情に入りますかね。陳情が1件あるものですから、引き続きやります。「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める陳情を議題といたします。文書が事前に配付されておりますので、朗読を省略したいと思います。担当課で何かわかっていることがありましたら、説明をお願いしたいと思います。経済事業部でわかっていることがありましたら。

経済事業部長 別にございません。

委員長 別にありますか。では19市のうちでは、こういったものの状況についてわかりましたら、事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局 19市の状況を調査しましたが、受理されている市は11市ございまして、採択されている市が2市ございます。趣旨採択が1市、不採択が3市、審査前その他が4市という状況になっております。以上でございます。

委員長 その中で、委員の皆さんの御意見をお願いしたいと思います。採択、不採択、趣旨採択、継続審査、いかがでしょうか。

森川雄三委員 これは、ウルグアイの例の関税化の国連組織適用で、いわゆる認められた代償として輸入しろということのようですね。ただ、どうも、いろいろ正式には、そんなに取らなくても良いのではないかという意見もあるようだけれども、貿易的なことを考えていくと、なかなかここで、どうなのですかね。採択をして、さあ止めましょうと簡単に言えるかなというところもあるし、もう少し研究をして、継続ということはいかがですか。

委員長 今、継続という意見が出ましたのですが、いかがでしょうか。

太田茂実委員 この中にも書いてあるように、私もいくらか農民の端くれとして見れば、確かに4割が生産されて、大量に遺棄しなければいけない。こういうことについては非常に怒りを感じるわけですが、しかし、1つの貿易機構の中でということもわかるので、いずれにしても、汚染米を輸入してそれを管理するというのは、やはり政府としての責任だと思っております。だから、こういった点については、全体的に、私は、趣旨採択でどうかというふうに思いますが。

中村努委員 陳情事項の1番の汚染米の食料への転用の関係ですけれど、やはり、これについてはやっていたかなければいけないですし、私も議案を提出させてもらった立場からも賛同できる部分はあるのですが、ミニマムアクセス米の輸入については、止めることというふうに言い切ることは、私は非常に難しいことだと思しますので、私は不採択だと思います。

委員長 それでは、不採択、趣旨採択、継続審議ということで出されたのですが、まず、継続審査の採決をお願いします。意見はいかがですか、まだありますか。

なければ、そのような形で採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、継続審査という意見が出ましたので、継続するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手2人〕

委員長 それでは趣旨採択。

〔挙手1人〕

委員長 不採択。

〔挙手4人〕

中村努委員 委員長、今の取り方はだめです。継続審査がなくなったから、採択で、二者択一にしてください。

委員長 では、継続審査というのは2人ということで、これについてはなくなりましたので、不採択と趣旨採択の2つの採決を行いたいと思いますので、趣旨採択の方は挙手願いたいと思いますが。

〔挙手少数〕

委員長 不採択。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、不採択ということで。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたいですが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

閉会中継続審査の申し出

経済事業部長 継続審査のお願いをいたします。経済、建設、水道各事業部に係る議案に関しまして、閉会中の継続審査のお願いをするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 継続審査の申し出がありました。これについて意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

太田茂実委員 先日もそういう問題があったけれど、何かあったら、せっかく閉会中の審査をOKしているわけだから、やはり、即刻連絡して、委員会、協議会なり何なりしてほしいということで要望しておきたい。

委員長 はい。では、異議なしと認めます。

理事者あいさつ

委員長 理事者からあいさつがあれば、お願いしたいと思います。

副市長 どうも、慎重な御審議をいただきまして、それぞれ御提案申し上げました案件につきましてお認めをいただきまして、ありがとうございました。審査の過程でいろいろ御提案等もいただきましたので、施策等に反映できるものにつきましては反映させていきたいし、また、これからも深くお願いするに当たりまして、御提案の趣旨等を生かしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく御指導をいただきたいと思います。年末年始ということで、たいへん議員さん方特にお忙しいときでございますので、どうぞ、健康管理に十分注意されまして御活躍されますようお祈り申し上げまして、お礼のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、12月定例会の経済建設委員会を閉会いたします。どうも御苦勞様でございました。

午後 4時21分 閉会

平成20年12月17日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 五味 東條 印